

流山市国民保護計画 《資料編》 目次

1 条例等

- (1) 流山市国民保護対策本部及び流山市緊急処理事態対策本部条例
- (2) 流山市国民保護協議会条例
- (3) 流山市国民保護協議会運営要領

2 省令・告示・通知等

- (1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号）
- (2) 「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）
- (3) 「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）
- (4) 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年9月17日厚生労働省告示第343号）
- (5) 「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）
- (6) 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）
- (7) 「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」
- (8) 「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）

3 実施体制

- (1) 市各部各班における平素の業務
- (2) 市の国民保護の体制
- (3) 市対策本部各部の主な業務

4 関係機関等一覧表

- (1) 関係指定行政機関
- (2) 関係指定地方行政機関
- (3) 千葉県内の自衛隊
- (4) 関係県機関
- (5) 県警察等
- (6) 消防本部等
- (7) 関係市町の担当課等
- (8) 指定公共機関
- (9) 指定地方公共機関
- (10) 市内の大型商業施設

5 避難・救援関係

- (1) 市内の避難施設指定状況
- (2) 輸送事業者の輸送力
- (3) 市消防本部および千葉県内に所在する消防本部が保有するNBC対応資機材一覧

6 生活関連等施設等関係

- (1) 生活関連施設等一覧

7 市の地理的、社会的特徴

- (1) 市の気候
- (2) 市の人口（大字別人口・人口分布・住宅分布）
- (3) 市の幹線道路等
- (4) 市の公共交通機関の状況

8 流山市地域防災計画から準用する資料および様式

- (1) 情報通信に関する資料
- (2) 流山市地域防災計画から準用する様式一覧

流山市国民保護対策本部及び流山市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、流山市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び流山市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

資料 1 － (1) － 2

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その

他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

流山市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、流山市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、29 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

流山市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市国民保護協議会条例(平成 1 8 年流山市条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき、流山市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の招集)

第 2 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を委員に通知して行う。

(協議会の会議の代理出席)

第 3 条 委員(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 1 6 年法律第 1 1 2 号)第 4 0 条第 4 項第 7 号及び第 8 号の規定により任命された委員を除く。)は、協議会の会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、国民保護担当課において処理する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 9 月 2 7 日から施行する。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項 及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報

の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

様式第 1 号 （第 1 条関係）

様式第 2 号 （第 1 条関係）

様式第 3 号 （第 2 条関係）

資料 2 - (1) - 3

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係) —

生活関連等施設の安全確保の留意点

(平成 17 年 8 月)

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
総務省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備(国民保護法施行令第27条第5号)

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設(当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。)の巡回を実施する等、自主戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設(特に、交換設備を設置する通信機械室)への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

電話 03-5253-5858

FAX 03-5253-5863

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
総務省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備(国民保護法施行令第27条第6号)

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関(都道府県警察等)との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関(都道府県警察等)との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報通信政策局地上放送課

電話 03-5253-5792

FAX 03-5253-5794

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
総務省消防庁

1. 施設の種類

危険物の取扱所等(製造所、貯蔵所及び取扱所)
(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号)

2. 施設の特性

(1)危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所

- ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
- ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。

(2)消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業の指定施設

- ・大量の危険物を取り扱う施設である。

(3)その他((1)、(2)を除く)の危険物施設

- ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

(1)平素からの備え

【都道府県知事】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うこと。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

(2)武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・特に、2(1)及び(2)の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。
- ・国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。
- ・消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。

【事業者】

- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

TEL 03-5253-7524 FAX 03-3581-7534

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
文部科学省

1. 施設の種類

試験研究用原子炉施設、核燃料物質の使用施設、核原料物質の使用施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵(使用済み燃料の貯蔵を除く)を委託された受託貯蔵者(国民保護法施行令第28条第5号、第6号)

2. 施設の特性

- ・ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム・ウラン・トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム・ウランは核兵器等に転用される可能性がある。
- ・ 核原料物質及び核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。

3. 安全確保の留意点

(1)試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者及び試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵(使用済み燃料の貯蔵を除く)を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。

- ① 核燃料物質及び核原料物質等の管理状況の確認の徹底
- ② 周辺監視区域及び管理区域への出入り管理の徹底
- ③ 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

(2)試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から核燃料物質の貯蔵(使用済み燃料の貯蔵を除く)を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うこと。特に以下の点について徹底すること。

- ① 文部科学省及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携
- ② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

資料2－(2)－7

- ③ 防護区域等の巡視及び監視の実施
- ④ 防護区域等への人の出入り管理
- ⑤ 核物質防護設備の点検及び整備
- ⑥ 防護対象特定核燃料物質の管理
- ⑦ 防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理
- ⑧ その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備

(3)試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から運搬を委託された者(文部科学省所管の施設のものに限る)は、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。

- ① 武力攻撃事態等及び緊急処理事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

3. 所管省庁の連絡先

文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課
原子力規制室
電話:03－6734－3926
F A X:03－6734－4037

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
文部科学省

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等(国民保護法施行令第28条第7号)

2. 施設の特性

- ・放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
(※ダーティボム(汚い爆弾):通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾)

3. 安全確保の留意点

(1)放射線障害防止法に定める許可使用者(特定許可使用者を除く)

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
- ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
- ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
- ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
- ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
- ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
- ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせ措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すると。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(2)放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
- ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
- ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
- ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
- ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
- ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
- ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせる措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の化に努めること。

(3)放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
- ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
- ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
- ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
- ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
- ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
- ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の化に努めること。

- (4)放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者
- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
- ①事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報
連絡体制の整備・確認

3. 所管省庁の連絡先

文部科学省原子力安全課放射線規制室

電話:03-6734-4043

F A X:03-6734-4048

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
文部科学省

1. 施設の種類

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号)

2. 施設の特性

- (1)細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する生物剤、毒素(以下、生物剤等)を保有している施設。
- (2)対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1)生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。)
- (2)施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消等)により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
電話 6734-4113
FAX 6734-4114

1. 人に病原性を有する微生物及び毒素

(1)ウイルス

痘そうウイルス重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルス
エボラウイルスマールブルグウイルス
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス黄熱ウイルス
チクングニヤウイルスデング熱ウイルス
日本脳炎ウイルスウエストナイル熱
ニパウイルスBウイルス
狂犬病ウイルスサル痘ウイルス
西部ウマ脳炎ウイルス東部ウマ脳炎ウイルス
ベネズエラウマ脳炎ウイルスダニ媒介性脳炎ウイルス
高病原性トリインフルエンザウイルスハンタウイルス
フニン(アルゼンチン出血熱)ウイルスマチュポウイルス
ラッサ熱ウイルスリンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス
ホワイトポックスウイルスリフトバレー熱ウイルス
ポリオウイルスE型肝炎ウイルス
A型肝炎ウイルスリッサウイルス

(2)細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

炭疽菌Q熱菌
コレラ菌壱壕熱リケッチア
赤痢菌チフス菌
パラチフスA菌発疹チフスリケッチア
鼻疽菌類鼻疽菌
ウシ流産菌ブタ流産菌
マルタ熱菌ペスト菌
ボツリヌス菌野兔病菌
日本紅斑熱リケッチアロッキー山紅斑熱リケッチア
ブルセラ属菌ジフテリア菌
腸管出血性大腸菌オウム病クラミジア
シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリアライム病ボレリア
レジオネラ属菌レプトスピラ

(3)真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4)原生動物

単包条虫又は多包条虫オリエンチアツツガムシ
熱帯熱マラリア原虫三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

資料2-(2)-14

(5)毒素

ボツリヌス毒素ウェルシュ菌毒素

黄色ブドウ球菌毒素ペロ毒素

コレラ毒素赤痢菌毒素

デアセトキシスシルペノール毒素アフラトキシン

アブリンコノトキシン

T-2トキシンHT-2トキシン

テトロドトキシんびスカムアルバムレクチン

ボルケンシンミクロシスチン

モデシン

2 動物に病原性を有する微生物

牛疫ウイルス牛肺疫菌

口蹄疫ウイルスアフリカ豚コレラウイルス

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池(国民保護法施行令第27条第3号)

2. 施設の特性

- ・国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・水源の監視を強化すること。
- ・水道施設の防護対策を確認すること。
- ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課
電話 03-3595-2368
FAX 03-3503-7963

生活関連等施設の安全確保の留意点(毒物劇物を取扱う施設)

平成17年8月

厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号)

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
 - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
 - ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
 - ※ 漏洩した毒物劇物を収容する設備(防液堤や排液処理設備)などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。

- ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
 - ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
 - ※ 土嚢(漏出のせき止め)、ビニールカバー(飛散を防ぐため)や空容器(漏洩した毒劇物を回収するため)等災害の拡大を防止するための部材等を準備
 - ※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備
 - ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。
- 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
 - ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
 - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
 - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
 - ※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)にも情報提供
 - ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
 - ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
 - ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
 - ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
 - ・ 施設全体の警備体制を整備する。
 - ※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
 - ※ 平素から自治体(県庁担当部局や保健所等)、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
 - ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
 - ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施

- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成
 - 注1:海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
 - ※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など(ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど)、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡を取る体制やマニュアル等を整備
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備
 - ※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有
- ・ 応急措置体制を整備する。
 - ※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・ 避難体制を整備する。
 - ※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。
 - ※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

資料2-(2)-19

○ その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急対応事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 3595-2298

FAX 3593-8913

生活関連等施設の安全確保の留意点(毒劇薬を取り扱う施設)

平成17年8月

厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号)

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。
なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いいため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

(法令に規定されている事項)

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法第48条第1項)
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(薬事法第48条第2項)(その他留意すべき事項)
- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上)
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上)
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防及び警察、海保(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 5253-1111(2712)

FAX 3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 5253-1111(2739)

FAX 3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 5253-1111(2756)

FAX 3508-4364

生活関連等施設の安全確保の留意点(生物剤・毒素等を取扱う施設)

平成17年8月

厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号)。

2. 施設の特性

- (1)細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(以下「生物剤等」という。)を保有している施設。
- (2)対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1)生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程(国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ<http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>)に準拠すること)。
- (2)生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。

- ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
- ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所に関しての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171

FAX 03-3503-0183

【診療所に関しての連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189

FAX 03-3501-2048

【病院に関しての連絡先】

厚生労働省医政局指導課

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562

【医薬品産業に関しての連絡先】

厚生労働省医政局経済課

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【衛生検査所に関しての連絡先】

厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所に関しての連絡先】

厚生労働省健康局総務課地域保健室

電話 03-3595-2190

FAX 03-3503-8563

資料2-(2)-24

【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局血液対策課

電話 03-3595-2395

FAX 03-3507-9064

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

レベル1 (1)通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。

(2)一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス:	}	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を 起こす可能性のないもの。
2. 細菌:		
3. 真菌:		
4. 原生動物:		
5. 毒素:		
6. 家畜に病原性を有する生物剤:ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性 がなく、伝播の危険性もないもの。		

レベル2 (1)通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。

(2)エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。

(3)実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス:重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、	
2. 細菌:コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、壱壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌	
4. 原生動物:単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫	
5. 毒素:ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ペロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン	
6. 家畜に病原性を有する生物剤:牛疫ウイルス、牛肺疫菌	

- レベル3 (1)実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
(2)壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
(3)排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. ウイルス: | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス(大量に保持する場合はレベル4)、リッサウス |
| 2. 細菌: | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3. 真菌: | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素: | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤: | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1)独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
(2)壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分(吸排気管、電気配線、ガス、水道管等)も気密構造とする。
(3)作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
(4)実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
(5)実験室への給気は、1層のHEPA フィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPA フィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
(6)実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス(エチレンオキシド又はホルマリン)滅菌装置を設ける。
(7)実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
(8)実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
(9)作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

1. ウイルス： 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ
出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、
ホワポックスウイルス

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
農林水産省

1. 施設の種類

動物用医薬品の用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所(国民保護法施行令第27条第10号・第28条第8号)

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いとため、蓄積作用が強いたため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

(法令に規定されている事項)

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法第48条第1項)
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(薬事法第48条第2項)(その他留意すべき事項)
- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防、警察及び海上保安部署(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取り扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課

電話 3572-8701

FAX 3502-8275

生活関連等施設の安全確保の留意点(生物剤及び毒素を取扱う施設)

平成17年8月

農林水産省

1. 施設の種類

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第27条第10号、第28条第10号)

2. 施設の特性

- (1)細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する生物剤又は毒素(以下、「生物剤等」という)を保有している施設。
- (2)対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1)生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。)
- (2)生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等)により確実に不活化すること。
 - ⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。

- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先
農林水産省消費・安全政策課
電話03-3502-2319
FAX 03-3597-0329

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等のリストについては、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

レベル1 (1)通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。

(2)一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス:	}	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要 起こす可能性のないもの。
2. 細菌:		
3. 真菌:		
4. 原生動物:		
5. 毒素:		
6. 家畜に病原性を有する生物剤:ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性 がなく、伝播の危険性もないもの。		

レベル2 (1)通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。※

(2)エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。

(3)実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス:	重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、
2. 細菌:	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、壱塚熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物:	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素:	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ペロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤:	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

※ 食品や飼料中の毒素の微量分析を行なうために毒素を保有する事業所にあつては「微生物学実験室」を「化学分析を行なうための実験室」と読み替えて運用する。

- レベル3 (1)実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
(2)壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
(3)排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. ウイルス: | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス(大量※に保持する場合はレベル4)、リッサウイルス |
| 2. 細菌: | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3. 真菌: | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素: | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤: | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※ 25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1)独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
(2)壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分(吸排気管、電気配線、ガス、水道管等)も気密構造とする。
(3)作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
(4)実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
(5)実験室への給気は、1層のHEPA フィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPA フィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
(6)実験室とサポート域の間に実験器材の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス(エチレンオキサイド又はホルマリン)滅菌装置を設ける。
(7)実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
(8)実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
(9)作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

1. ウイルス: 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス

生活関連等施設の安全確保の留意点(発電所及び変電所)

平成17年8月

経済産業省

1. 施設の種類

- ・ 発電所(最大出力5万キロワット以上)
- ・ 変電所(使用電圧10万ボルト以上)
(国民保護法施行令第27条第1号)

2. 施設の特性

- ・ 発電所:電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所:発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。
万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点(ガス工作物)

平成17年8月

経済産業省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー(国民保護法施行令第27条第2号)

2. 施設の特性

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成12年通商産業省令第111号)第6条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガス種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点(高圧ガス製造所)

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号)

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界さく等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点(高圧ガス貯蔵所)

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号)

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点(火薬庫)

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

火薬庫(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点(火薬類製造所)

平成17年8月

経済産業省

1. 施設の種類

火薬類の製造所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講じること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点(高圧ガス取扱所)

平成17年8月

経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号)

2. 施設の特性

- ・ LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。
万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点(原子力施設)

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号)

2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法(注)において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置(防護区域の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等)等を講ずべきことが義務付けられている。

(注)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

3. 安全確保の留意点

- ・ 事業者等及び事業者等から運搬を委託された者並びに受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、簡易運搬に係る技術上の基準等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所及び経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- ・ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うとともに、特に以下の点について徹底すること。

①経済産業省及び治安当局等の関係機関との緊密な情報交換

②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

③防護区域等の巡視及び監視の実施

④防護区域等への人の出入り管理

⑤核物質防護設備の点検及び整備

⑥特定核燃料物質の管理

⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備

- ・ 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。

資料2－(2)－43

- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課

電話03－3501－1637

FAX03－3580－8539

生活関連等施設の安全確保の留意点(生物剤及び毒素取扱施設)

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号)

2. 施設の特性

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素(別紙1参照)を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

2. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程(<http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、別表2及び同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

3. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 3501－8625

FAX 3501－0197

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素

1 人に対して病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン

2 家畜に対して病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

生物剤等リスト及びBSL

レベル1 (1)通常微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。

(2)一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス:	}	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
2. 細菌:		
3. 真菌:		
4. 原生動物:		
5. 毒素:		
6. 家畜に病原性を有する生物剤:ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。		

レベル2 (1)通常微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。

(2)エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。

(3)実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス:重症急性呼吸器症候群(SARS)、コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス	
2. 細菌	:コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、蜃壕熱、リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物:単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫	
5. 毒素:ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ペロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コトキシシン、T-2トキシシン、HT-2トキシシン、テトロドトキシシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン	
6. 家畜に病原性を有する生物剤:牛疫ウイルス、牛肺疫菌	

- レベル3 (1)実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
- (2)壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
- (3)排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. ウイルス: | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス(※大量に保持する場合はレベル4)、リッサウイルス |
| 2 細菌: | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ、属菌、日本紅斑熱、リケッチア |
| 3. 真菌: | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素: | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤: | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1)独立した建物として隔離域とそれを取り囲むサポート域を設ける。
- (2)壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分(吸排気管、電気配線、ガス、水道管等)も気密構造とする。
- (3)作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
- (4)実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
- (5)実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は、予備を含めて2組設ける。
- (6)実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス(エチレンオキサイド又はホルマリン)滅菌装置を設ける。
- (7)実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
- (8)実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
- (9)作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

1. ウイルス：

痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス

※上記に記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

生活関連等施設の安全確保の留意点(毒性物質取扱所)

平成17年8月

経済産業省

1. 施設の種類

毒性物質取扱所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号)

2. 施設の特性

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)に定める毒性物質(特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される)を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 3580-0937

FAX 3580-7319

生活関連等施設の安全確保の留意点(鉄道施設、軌道施設)

平成17年8月

国土交通省

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設(国民保護法施行令第27条第4号)

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

②避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話:(代表)03-5253-8111(内線40182、40183)

(直通)03-4416-5119

FAX:03-5253-1634

生活関連等施設の安全確保の留意点(水域施設、係留施設)

平成17年8月

国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設(国民保護法施行令第27条第7号)

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

②自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないよう巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

3. 連絡先

国土交通省港湾局管理課港湾保安対策室

電 話:(代表)03-5253-8111(内線46283)

(直通)03-5253-8070

FAX:03-5253-1648

生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設(国民保護法施行令第27条第8号)

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと(海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。)

②施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること(必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。)
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに

に不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。

- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

3. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

飛行場部管理課

電 話:(代表)03-5253-8111(内線49120)

(直通)03-5253-8715

FAX:03-5253-1658

(航空保安施設)

管制保安部保安企画課

電 話:(代表)03-5253-8111(内線51123)

(直通)03-5253-8739

FAX:03-5253-1663

生活関連等施設の安全確保の留意点(ダム)

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

ダム(国民保護法施行令第27条第9号)

2. 施設の特性

- ・大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。
- ・生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

②自主警備の強化に関する備え

- ・ 操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。
- ・ 駐車場(出入り口など)については夜間の照明を行うこと。
- ・ 水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

③施設の管理に関する備え

- ・ 常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・ ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③その他

- ・ 武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。
※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省河川局河川環境課ダム管理係

電 話:(代表)03-5253-8111(内線35-494)

(直通)03-5253-8449

FAX:03-5253-1603

事 務 連 絡
平成 17 年 8 月 31 日

各都道府県国民保護法制担当部局 殿

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産企画課

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき
事項についての基本的考え方について

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき定められた「国民の保護に関する基本指針」（第 4 章第 1 節 4（8））においては、地方公共団体は、要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関して配慮すべき事項について、国民保護計画に定めるよう努めることとされているところである。

今般、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課においては、この配慮すべき事項についての基本的な考え方を別紙のとおりとりまとめたので通知する。

なお、関係部局及び貴都道府県内の市町村には貴局から通知願いたい。

担当：

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐 青木正伸

TEL03-3581-3351 内線 6429

FAX03-3508-9278

農林水産省生産局畜産部畜産企画課課長補佐 松本隆志

TEL03-3502-8111 内線 3865

FAX03-3501-1386

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護

収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

国民の保護に関する基本指針（抜粋）

第 4 章 国民の保護のための措置に関する事項

第 1 節 住民の避難に関する措置

4 避難住民の誘導

（8） 住民の安全確保等

○国〔環境省、農林水産省等〕は、要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関する配慮についてその国民保護計画において定めるとともに、地方公共団体が配慮すべき事項について基本的な考え方を示し、これを踏まえ、地方公共団体は、当該配慮についてその国民保護計画において定めるよう努めるものとする。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成十六年九月十七日)

(厚生労働省告示第三百四十三号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平第一条成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一避難所

イ避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するもので

資料 2 - (4) - 2

あること。

ロ原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千円以内とすること。

（２）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。へ老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二応急仮設住宅

イ避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない

い者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロー戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一炊き出しその他による食品の給与

イ避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二飲料水の供給

イ避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ被服、寝具及び身の回り品

ロ日用品

ハ炊事用具及び食器

ニ光熱材料

三生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり

次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月からまでの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯 の額	二人世帯 の額	三人世帯 の額	四人世帯 の額	五人世帯 の額	世帯員数が六人以上一人 を増すごとに加算する額
夏季	一万七千 三百円	二万二千 二百円	三万二千 七百元	三万九千 百元	四万九千 六百元	七千二百円
冬季	二万八千 五百円	三万六千 八百円	五万四千 百元	六万三百 円	七万五千 六百元	一万三百円

四避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一医療の提供

イ避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ次の範囲内において行うこと。

- （１）診療
- （２）薬剤又は治療材料の支給
- （３）処置、手術その他の治療及び施術
- （４）病院又は診療所への収容
- （５）看護

ニ医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二助産

イ避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第六条法第七十五条第一項第五号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

二被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ棺（附属品を含む。）

ロ埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ骨つば及び骨箱

三埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行う

ものであること。

二電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなく、なった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という）の小学部児童を含む。以下同じ、中学校生徒（中等教育。。）学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ教科書

ロ文房具

ハ通学用品

三学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するた

めの実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童一人当たり四千百円

(2) 中学校生徒一人当たり四千四百円

(3) 高等学校等生徒一人当たり四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額

以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という)の除去は、次の各号に定めるところ。により行うこととする。

一避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ飲料水の供給

ロ医療の提供及び助産

ハ被災者の捜索及び救出

ニ死体の捜索及び処理

ホ救済用物資の整理配分

二救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

火災・災害等即報要領

		昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日	
		消防災第 2 6 7 号消防庁長官	
改正	平成 6 年 1 2 月	消防災第 2 7 9 号	
	平成 7 年 4 月	消防災第 8 3 号	
	平成 8 年 4 月	消防災第 5 9 号	
	平成 9 年 3 月	消防情第 5 1 号	
	平成 1 2 年 1 1 月	消防災第 9 8 号	}
		消防情第 1 2 5 号	
	平成 1 5 年 3 月	消防災第 7 8 号	
		消防情第 5 6 号	
	平成 1 6 年 9 月	消防震第 6 6 号	

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火

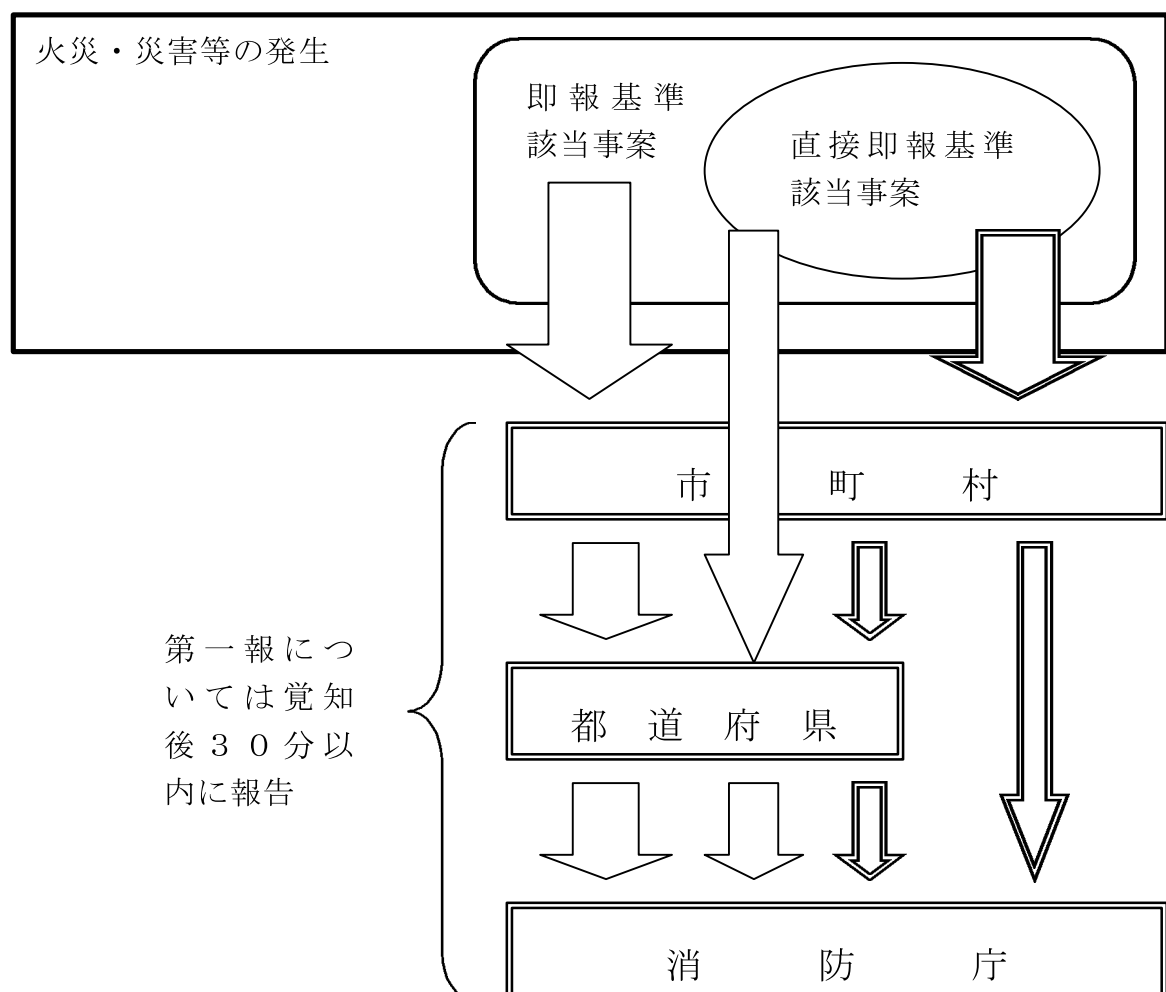
災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第 1 号様式、特定の事故については、第 2 号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第 4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第 2 即報基準」及び「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から(4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第 2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が 3 人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1) の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額 1 億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災 (1) 以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等 (以下「危険物等」という。) を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの (イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者 (交通事故によるものを除く。) 又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が 5 名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者 5 人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号) 第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したものの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第 3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第 2 の 1 の (2) のアのウ) に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第 2 の 1 の (2) のイ 1)、2) に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第 2 の 1 の (2) のウ 1)、2) に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第 2 の 1 の (2) のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第 2 の 3 の 1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第 1 号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入

すること。

1) 死者 3 人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の 5) 又は 6) に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第 2 号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所

にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第 3 号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第 4 号様式

1) 第 4 号様式－その 1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第 4 号様式ーその 2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第 1 号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途				事 業 所 名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所				出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人			死者の生じた 理 由		
	負傷者 重 症 人					
	中等症 人					
	軽 症 人					
建 物 の 概 要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼 損 程 度	焼損 棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
	} 計 棟					
り 災 世 帯 数				気 象 状 況		
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人					
	消 防 団 台 人					
	そ の 他 人					
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料 2 - (5) - 1 5

第 2 号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時 年 月 日 時 分
都道府県
市 町 村 (消防本部名)
報告者名

消防庁受信者氏名

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法			気 象 状 況		
物 質 の 区 分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施 設 の 概 要			危険物施設 の区分		
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別 ・ 年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重 症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 お よ び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関		出 場 人 数	出 場 資 機 材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨 (「 未確認 」 等) を記入して報告すれば足りること。)

第 3 号様式 (救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要 救 護 者 数 (見 込)			救助人員	
消防・救急・救助 活動状況				
災 害 対 策 本 部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 4 号様式 (その 1)

[災害概況即報]		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
消防庁受信者氏名		市 町 村 (消防本部名)			
災害名 (第 報)		報告者名			

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分	

被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計 人		半壊	棟	床上浸水	棟

応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)	(市町村)	

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分				被 害			
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)								
報 告 者 名											
区 分				被 害							
人 的 被 害	死 者		人								
	行 方 不 明 者		人								
	負 傷 者	重 傷		人							
		軽 傷		人							
住 家 被 害	全 壊		棟								
			世 帯								
			人								
	半 壊		棟								
			世 帯								
			人								
	一 部 破 損		棟								
			世 帯								
			人								
	床 上 浸 水		棟								
			世 帯								
			人								
	床 下 浸 水		棟								
			世 帯								
			人								
	非 住 家	公 共 建 物		棟							
そ の 他		棟									
そ の	田 畑	流 失 ・ 埋 没		ha							
		冠 水		ha							
		流 失 ・ 埋 没		ha							
		冠 水		ha							
	他	文 教 施 設		箇 所							
		病 院		箇 所							
		道 路		箇 所							
		橋 り ょ う		箇 所							
		河 川		箇 所							
		港 湾		箇 所							
		砂 防		箇 所							
		清 掃 施 設		箇 所							
		崖 く ず れ		箇 所							
		鉄 道 不 通		箇 所							
		被 害 船 舶		隻							
		水 道		戸							
火 災 発 生	電 話		回 線								
	電 気		戸								
	ガ ス		戸								
	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所								
り 災 世 帯 数		世 帯									
り 災 者 数		人									
建 物		件									
危 険 物		件									
そ の 他		件									

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。2 (1) (②) (ウ) を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、收容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ① (ア) から (ウ) まで及び② (ア) から (ウ) までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市。(2) (ア) において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア) から (エ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、收容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字

標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外を対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式 2 のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図 1 のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK 値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図 1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。

- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書 I 第 3 章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 2 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 3 のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされ

ていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和 22 年法律第 159 号。(7)において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第 3 条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第 158 条第 2 項の指定行政機関長等をいう。以下 3 において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第 70 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項及び第 123 条第 1 項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
 - ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等につ

いては、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式 2 のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図 2 のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（C M Y K 値：C-0, M-36, Y-100, K-0、R G B 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（C M Y K 値：C-100, M-100, Y-0, K-0、R G B 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

〔図 2〕



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。

- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。
（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
 - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1] (別紙)

赤十字
標章等に係る
特 殊
交 付
使 用 許 可
申 請 書

平成 年 月 日

(許 可 権 者) 様

私は、国民保護法第 1 5 7 条又は第 1 5 8 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の
交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) 年 月 日	
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____		写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交 付又は使用許可 の場合のみ)
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (R h 因子 _____)		

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格： _____

証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____

有効期間の満了日： _____

返納日： _____

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

[illegible]

【様式 3】

表面

	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の		
for PERMANENT TEMPORARY civilian medical personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

【様式 4】

表面

	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）
〇〇市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、〇〇市（町村）の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第 3 条 市（町村）長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、市（町村）長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市（町村）の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市（町村）長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）市（町村）長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協

力をする者

(交付の手續)

第4条 市（町村）長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市（町村）長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市（町村）長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市（町村）長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市（町村）長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市（町村）長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市（町村）長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市（町村）長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市（町村）長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみ

を交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市（町村）長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第 9 条 市（町村）長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式 3）により、速やかに市（町村）長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第 3 章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第 10 条 市（町村）長は、第 5 条第 1 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第 2 条第 2 項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 市（町村）長は、第 5 条第 2 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第 11 条 市（町村）長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第 12 条 市（町村）長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式 4）により速やかに市（町村）長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、市（町村）長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第 10 条第 2 項の規定により、市（町村）長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の

内容に鑑み、市（町村）長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章 保管及び返納

（保管）

第 1 4 条 市（町村）長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第 1 5 条 市（町村）長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第 1 6 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第 1 7 条 市（町村）長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

（雑則）

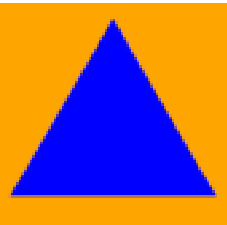
第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 〇〇市（町村）における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、
〇〇課（又は〇〇室）が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別紙（第 2 条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：〇〇市 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図 (第 2 条関係)

表面	裏面																		
〇〇市 (町村) 長 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity as 交付年の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry	<table><tr><td>身長/Height</td><td>眼の色/Eye</td><td>髪の色/Hair</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td></tr><tr><td colspan="3">血液型/Blood type</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真</td></tr><tr><td colspan="3">/PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印鑑/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height	眼の色/Eye	髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血液型/Blood type			所持者の写真			/PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eye	髪の色/Hair																	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																			
血液型/Blood type																			
所持者の写真																			
/PHOTO OF HOLDER																			
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																		

▶ (日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

市 (町村) 長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名 : (漢 字) (ローマ字)		生年月日 (西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所 : 〒 電話番号 : E-mail :		写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長 : cm 眼の色 : 頭髪の色 : 血液型 : (R h 因子)		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) 		
(許可権者使用欄) 資 格 : 証明書番号 : 交付等の年月日 : 有効期間の満了日 : 返納日 :		

別記様式2(第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	〇〇市の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属:国民保護課
2														
3														

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
市 (町村) 長 殿	
申 請 者	
住 所	(電話)
氏 名	印
1 紛失 (破損等) した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失 (破損等) 年月日	
3 紛失の状況 (破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

年 月 日	
市（町村）長 殿	
申 請 者	
住 所 _____（電話 _____）	
氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
5 ※印の欄は、記入しないこと。

消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）
〇〇市（町村）消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、〇〇市（町村）消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第 3 条 消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第 16 条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第 4 条 消防長は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式 1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第 2 章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 消防長は、第 3 条第 1 号に掲げる者に対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第 8 条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第 9 条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式 3）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第 3 章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第 10 条 消防長は、第 5 条第 1 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第 2 条第 2 項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第 5 条第 2 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第 11 条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第 12 条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式 4）により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第 10 条第 2 項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

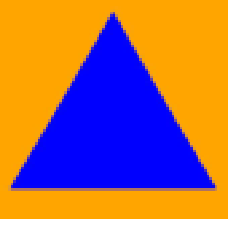
第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 ○○市（町村）消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、○○課（又は○○室）が行うこととする。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別紙（第 2 条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：〇〇市消防本部 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図 (第 2 条関係)

表面

	消 防 長	
身 分 証 明 書		
IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用		
for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity as		
交付書の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eye	髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information		
血液型/Blood type		
所持者の写真		
PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Seal	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

消 防 長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) ----- (ローマ字) -----		生年月日 (西暦) ----- 年 ----- 月 ----- 日
申請者の連絡先 住 所：〒 ----- ----- 電話番号：----- E-mail：-----		写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：----- cm 眼の色：----- 頭髪の色：----- 血液型：----- (R h 因子 -----)		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) ----- -----		
(許可権者使用欄) 資 格：----- 証明書番号：----- 交付等の年月日：----- 有効期間の満了日：----- 返納日：-----		

別記様式2(第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	〇〇市消防本部の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属:国民保護課
2														
3														

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

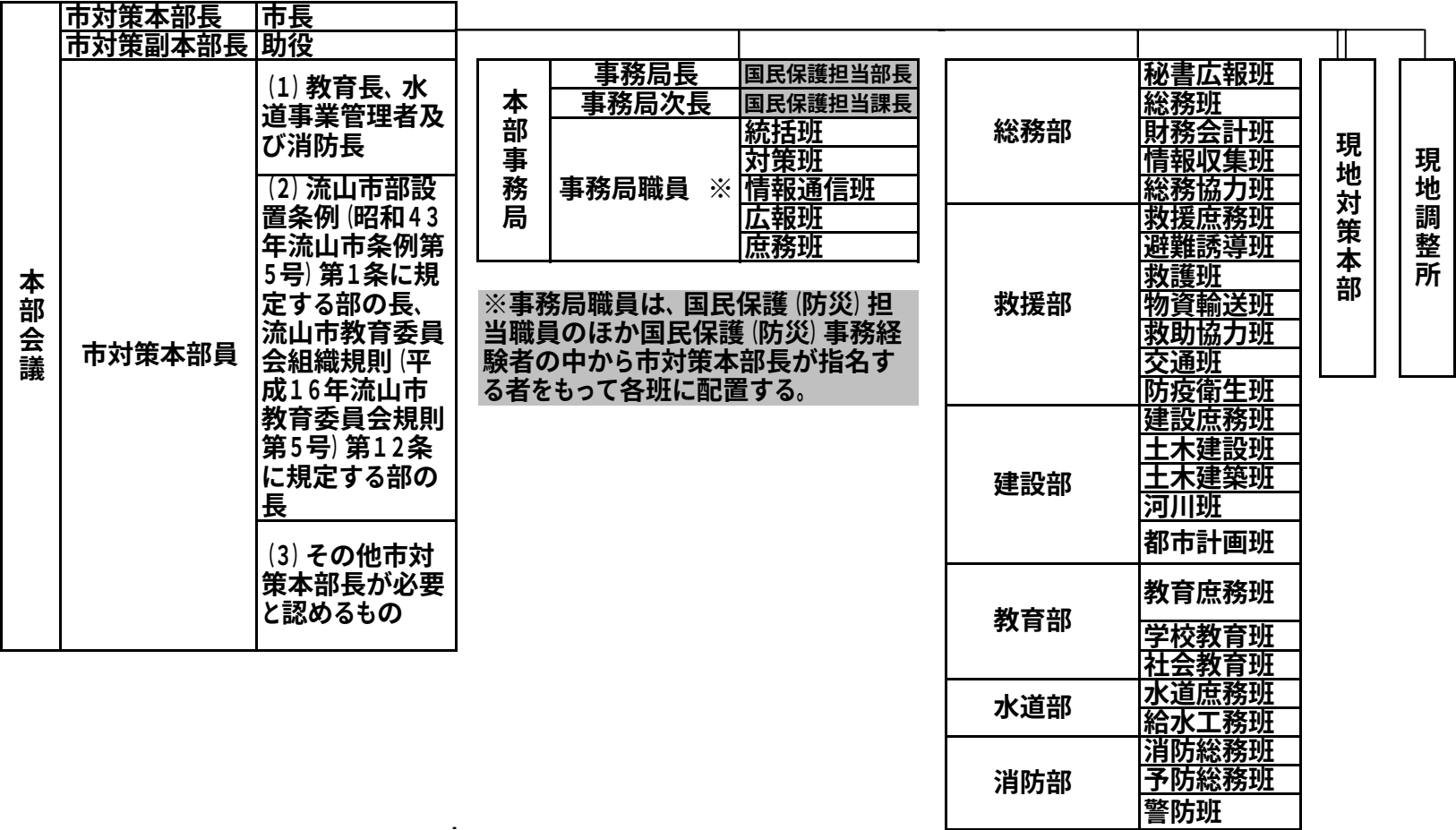
年 月 日	
消 防 長 殿	
申 請 者	
住 所	(電話)
氏 名	印
1 紛失 (破損等) した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失 (破損等) 年月日	
3 紛失の状況 (破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
5 ※印の欄は、記入しないこと。

部	班	担当課	平素の業務
総務部	秘書広報班	秘書広報課	(1) 国民保護に関する広報及び広聴に関すること (2) 報道機関との連絡に関すること
		企画政策課	
		行政改革推進課	
		マーケティング課	
		工事検査室	
	総務班	国民保護担当課	(1) 国民保護に関する総合調整に関すること (2) 国民保護運営協議会の運営に関すること (3) 国民保護計画の見直し・変更に関すること (4) 初動体制の整備に関すること (5) 職員の服務基準の整備に関すること (6) 非常通信体制の整備に関すること (7) 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他市町村等との連携体制の整備に関すること (8) 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること (9) 研修・訓練に関すること (10) 危機情報等の収集・分析等に関すること (11) 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付・許可に関すること (12) 警報の伝達及び通知、避難の指示の伝達及び通知、緊急通報に係る整備に関すること (13) 避難実施要領のパターン（避難マニュアル）の策定に関すること (14) 被災情報の収集・提供態勢の整備に関すること (15) その他各部及び各班に属さない武力攻撃事態に関すること
		総務課	
		人事課	
	財務会計班	管財課	(1) 国民保護対策関係予算、その他財務に関すること (2) 市庁舎における警戒等の予防対策に関すること (3) 車両の調達に関すること (4) 現金及び物品の出納及び保管に関すること
		財政課	
		会計課	
	情報収集班	税制課	(1) 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること (2) 避難所との連絡・調整に関すること
		市民税課	
		資産税課	
	総務協力班	議会事務局	(1) 部内他班の協力に関すること
救援部	救援庶務班	社会福祉課	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 流山市部設置条例第1条に規定する市民生活部、保健福祉部の所管に属する施設における警戒等の予防対策に関すること (3) 救援物資の備蓄・運送・配分に関すること (4) 赤十字標章の交付、許可に関すること (5) 義損金品の受領及び配分に関すること (6) ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関すること
	避難誘導班	コミュニテイ課	(1) 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救援、安全確保及び支援に関すること (2) 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること (3) 自治会等の住民協力要請に関すること
		市民課	
		高齢者支援課	
		障害者支援課	
		子育て支援課	
		保育課	
	救護班	保健推進課	(1) 医療防疫に関すること
		国保年金課	
	物資輸送班	商工課	(1) 中小企業及び農業等の対策に関すること (2) 救援物資の備蓄・運送・配分に関すること
		農政課	
		農業委員会事務局	
	救助協力班	選挙管理委員会事務局	(1) 部内他班の協力に関すること協力に関すること
		監査委員会事務局	
	交通班	生活安全課	(1) 交通規制に関すること (2) 交通安全対策に関すること (3) 交通機関等との連絡調整に関すること
	防疫衛生班	環境保全課	(1) 廃棄物（し尿を含む）の処理に関すること (2) 遺体の検索及びこれに必要な処理に関すること (3) 動物の死体の処理に関すること
		リサイクル推進課	
クリーン推進課			
建設部	建設庶務班	道路管理課	(1) 流山市部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設における警戒等の予防対策に関すること
	土木建設班	道路建設課	(1) 道路、橋梁の応急修理及び普及に関すること
	土木建築班	建築住宅課	(1) 応急仮設住宅の確保及び応急修理に関すること
		宅地課	
	河川班	河川課	(1) がれき及び倒壊家屋等に関すること (2) 河川・下水道施設の応急修理及び復旧に関すること (3) 水防に関すること
		下水道業務課	
		下水道建設課	
	都市計画班	都市計画課	(1) 都市の復興全般に関すること
西平井・鰯ヶ崎区画整理事務所		(2) 公園の保全に関すること	
公園緑地課			
教育部	教育庶務班	教育総務課	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 市教育委員会の所管に属する施設における警戒等の予防対策に関すること
	学校教育班	学校教育課	(1) 被災児童及び生徒の学用品の提供に関すること (2) 避難所の設営及び運営に関すること
		指導課	
	生涯学習班	生涯学習課	(1) 文化財の保護及び復旧に関すること (2) 避難所の設営及び運営に関すること
		公民館	
		図書館	
博物館			
水道部	水道庶務班	庶務課	(1) 流山市水道事業の設置当に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）における警戒等の予防対策に関すること
		業務課	
	給水工務班	工務課	(1) 応急給水に関すること
		まちづくり推進課	
消防部	消防総務班	消防総務課	(1) 消防活動体制に関すること (2) 特殊標章の交付・管理に関すること (3) 情報収集・提供体制の整備に関すること
	予防消防班	予防消防課	(1) 通信体制の整備に関すること (2) 生活関連施設、危険物質等取扱所の安全化対策に関すること (3) 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること
		指令課	
	警防班	消防署	(1) 装備・資機材の整備に関すること (2) 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること
		北消防署	

流山市国民保護対策本部組織



部	班	担当課	主な業務
総務部	秘書広報班	秘書広報課	(1) 国民保護に関する広報及び広聴に関すること (2) 報道機関に関すること (3) 国民保護措置に関する各部間の連絡に関すること
		企画政策課	
		行政改革推進課	
		マーケティング課	
		工事検査室	
	総務班	国民保護担当課	(1) 初動体制の整備に関すること (2) 職員の動員及び派遣に関すること (3) 非常通信体制に関すること (4) 初動体制の整備に関すること (5) 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他市町村等との連携に関すること (6) 市民の権利利益の救済に関すること (7) 危機情報等の収集・分析等に関すること (8) 市民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること (9) 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付・許可に関すること (10) 警報の伝達及び通知、避難の指示の伝達及び通知、緊急通報に関すること (11) 避難実施要領の作成に関すること
		総務課	
		人事課	
	財務会計班	管財課	(1) 国民保護措置関係の予算に関すること (2) 庁舎・公有財産の管理に関すること (3) 車両の調達に関すること (4) 武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること
		財政課	
		会計課	
	情報収集班	税制課	(1) 安否情報の収集・提供に関すること (2) 避難所との連絡・調整に関すること (3) 被災情報の収集・提供に関すること
		市民税課	
		資産税課	
	総務協力班	議会事務局	(1) 部内他班の協力に関すること
救援部	救援庶務班	社会福祉課	(1) 救援物資の備蓄・運送・配分に関すること (2) 義損金品の受領及び配分に関すること (3) 福祉施設等に関すること (4) 赤十字標章の交付、許可に関すること (5) ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関すること
	避難誘導班	コミュニテイ課	(1) 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救援、安全確保及び支援に関すること (2) 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること (3) 自治会等の住民協力要請に関すること
		市民課	
		高齢者支援課	
		障害者支援課	
		子育て支援課	
		保育課	
	救護班	保健推進課	(1) 医療救護体制に関すること (2) 医療関係機関との連絡調整に関すること (3) 保健衛生・防疫に関すること (4) 医療救護班の編成・派遣に関すること (5) 医薬品の確保・供給に関すること
		国保年金課	
	物資輸送班	商工課	(1) 生活関連物資等の価格安定に関すること (2) 物資運送手段の確保及び手配に関すること (3) 応急食料の供給及び確保に関すること (4) 商工農業団体との連絡調整に関すること
		農政課	
		農業委員会事務局	
	救助協力班	選挙管理委員会事務局	(1) 部内他班の協力に関すること協力に関すること
		監査委員会事務局	
	交通班	生活安全課	(1) 武力攻撃災害時の警備依頼に関すること (2) 交通規制体制の確保に関すること (3) 避難誘導体制の確保に関すること
	防疫衛生班	環境保全課	(1) 武力攻撃災害による廃棄物処理に関すること (2) し尿処理に関すること (3) 大気及び水質監視に関すること (4) 動物の保護等に関すること (5) 埋葬及び火葬に関すること
		リサイクル推進課	
		クリーン推進課	
建設部	建設庶務班	道路管理課	(1) 道路・橋梁に関すること (2) その他部内の業務に関すること
	土木建設班	道路建設課	(1) 道路、橋梁に関すること
	土木建築班	建築住宅課	(1) 応急仮設住宅に関すること
		宅地課	(2) 市営住宅に関すること
	河川班	河川課	(1) 河川に関すること
		下水道業務課	(2) 下水道施設に関すること
		下水道建設課	
	都市計画班	都市計画課	(1) J Rほか鉄道会社との連絡調整に関すること
		西平井・鰯ヶ崎区画整理事務所	(2) その他公共交通機関との連絡調整に関すること
		公園緑地課	(3) 公園施設に関すること
教育部	教育庶務班	教育総務課	(1) 学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関すること (2) その他部内の業務に関すること
	学校教育班	学校教育課	(1) 学用品の確保・調達に関すること
		指導課	(2) 児童・生徒等の安全、避難等に関すること
	生涯学習班	生涯学習課	(1) 文化財の保護及び復旧に関すること
		公民館	(2) 避難所の設営及び運営に関すること
		図書館	
		博物館	
水道部	水道庶務班	庶務課	(1) 水道施設に関すること
		業務課	(2) 飲料水供給の指導に関すること (3) その他部内の業務に関すること
	給水工務班	工務課	(1) 応急給水の総合調整に関すること
		まちづくり推進課	(2) 武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること
消防部	消防総務班	消防総務課	(1) 消防活動体制に関すること (2) 特殊標章の交付・管理に関すること (3) 情報収集・提供体制に関すること
			(1) 通信体制に関すること
			(2) 生活関連施設、危険物質等取扱所の安全に関すること (3) 事業所に対する避難等に関すること
	予防消防班	予防消防課 指令課	(1) 装備・資機材の調達に関すること (2) 避難住民の臨時の収容施設等に関すること
	警防班	消防署	(1) 装備・資機材の調達に関すること (2) 避難住民の臨時の収容施設等に関すること
		北消防署	

資料4-(1)-1

名 称	国民保護担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
内閣府	大臣官房 企画調整課	100-8914	東京都千代田区永田町1-6-1	電話:03-3581-3513 FAX:03-3581-4839
国家公安委員会	連絡先は警察庁警備局 警備企画課と同様	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	電話:03-3581-0141 FAX:03-3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	電話:03-3581-0141 FAX:03-3581-0744
防衛庁	運用局 運用課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町5-1	電話:03-3268-3111 FAX:03-5225-3022
防衛施設庁	総務部総務課 企画室	162-8801	東京都新宿区市谷本村町5-1	電話:03-3268-3111 FAX:03-5227-2224
金融庁	総務企画局 総務課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	電話:03-3506-6433 FAX:03-3506-6011
総務省	大臣官房 総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	電話:03-5253-5089 FAX:03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	電話:03-5253-7550 FAX:03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課政策評価企画室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	電話:03-3580-4160 FAX:03-3592-7009
公安調査庁	総務部 総務課	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	電話:03-3592-2638 FAX:03-3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関2-2-1	電話:03-5501-8059 FAX:03-5501-8057
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	電話:03-3581-7934 FAX:03-5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	電話:03-3581-4161 FAX:03-3593-0401
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	100-8959	東京都千代田区丸の内2-5-1	電話:03-6734-2290 FAX:03-6734-3690
文化庁	連絡先は上に同じ	同上	同上	同上
厚生労働省	社会・援護局 総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	電話:03-3595-2612 FAX:03-3503-3099
農林水産省	総合食料局 食料企画課	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	電話:03-3502-7942 FAX:03-3591-1648
林野庁	連絡先は上に同じ	同上	同上	電話:03-3501-3884 FAX:03-3591-1648
水産庁	連絡先は上に同じ	同上	同上	電話:03-3501-3884 FAX:03-3591-1648
経済産業省	連絡先は原子力安全・保安 院企画調整課と同様	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	電話:03-3501-1637 FAX:03-3501-1167
資源エネルギー庁	総合政策課	同上	同上	電話:03-3501-1511
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	電話:03-3501-1511
原子力安全・保安院	企画調整課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	電話:03-3501-1637 FAX:03-3501-1167
国土交通省	危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	電話:03-5253-8888 FAX:03-5253-8891
国土地理院	総務部 総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷1	電話:029-864-4148 FAX:028-864-1807
気象庁	総務部 総務課	100-8122	東京都千代田区大手町1-3-4	電話:03-3211-3014 FAX:03-3201-0682
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	100-8989	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	電話:03-3591-9822 FAX:03-3580-8778
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	電話:03-3580-1374 FAX:03-3580-2517

資料4-(2)-1

名 称	国民保護担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
関東管区警察局	広域調整第二課	300-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心1-2	電話:048-600-6000(内5515) FAX:048-600-6000(内5519)
千葉県情報通信部	機動通信課	260-8668	千葉市中央区市場町1-2	電話:043-227-9131(内6077)
東京防衛施設局	総務課	330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	電話:048-600-1800 FAX:048-601-2118
関東総合通信局	総務課	100-8795	東京都千代田区丸の内1-6-1	電話:03-5220-3708 FAX:03-5220-5798
関東財務局	総務課	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	電話:048-600-1279 FAX:048-600-1247
千葉財務事務所	総務課	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1	電話:043-251-7211
横浜税関	総務課	231-8401	神奈川県横浜市中区海岸通1-1	電話:045-212-6010 FAX:045-201-4313
千葉税関支署	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港1-12-2	電話:043-241-6452
千葉労働局	安全衛生課	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1	電話:043-221-4311 FAX:043-221-2305
関東農政局	企画調整室	330-0835	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	電話:048-600-0600 FAX:048-600-0602
千葉農政事務所	総務課	260-0014	千葉市中央区本千葉10-18	電話:043-224-5611
関東森林管理局	企画調整室	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	電話:027-210-1150 FAX:027-210-1154
千葉森林管理事務所	総務調整官	263-0034	千葉市稲毛区稲毛1-7-20	電話:043-242-4656
関東経済産業局	総務課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	電話:048-600-0213 FAX:048-601-1310
関東東北産業保安監督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	電話:048-600-0433 FAX:048-601-1279
関東地方整備局	防災調整第一係	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	電話:048-600-1333 FAX:048-600-1376
千葉国道事務所	管理第二課	263-0016	千葉市稲毛区天台5-27-1	電話:043-287-0315
千葉港湾事務所	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-2	電話:043-243-9172
関東運輸局	情報・防災課	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	電話:045-211-7269 FAX:045-211-7270
千葉運輸支局(本庁舎)	総務企画課	261-0002	千葉市美浜区新港198	電話:043-242-7336
東京航空局	航空保安対策課	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-15	電話:03-5275-9316 FAX:03-3288-8915
成田空港事務所	地域調整課	282-8602	成田市古込字込前133	電話:0476-32-0983
東京航空交通管制部	総務課	359-0042	埼玉県所沢市並木1-12	電話:04-2992-1181 FAX:04-2992-1925
東京管区气象台	総務課	100-0004	東京都千代田区大手町1-3-4	電話:03-3212-3848 FAX:03-3212-3390
銚子地方气象台	総務課	288-0001	銚子市川口町2-6431	電話:0479-22-0374
第三管区海上保安部	総務課	231-8818	横浜市中区北仲通5-57	電話:045-211-0776 FAX:045-201-7045
千葉海上保安部	警備救難課	260-0024	千葉市中央区中央港1-12-2	電話:043-242-7238
銚子海上保安部	警備救難課	288-0001	銚子市川口町2-6431	電話:0479-22-1359
勝浦海上保安署		299-5233	勝浦市浜勝浦499	電話:0470-73-4999
木更津海上保安署		292-0836	木更津市新港8-2	電話:0438-30-0118

資料4-(3)-1

区分	駐屯地等名	所在	郵便番号	電話番号	内線	当直内線	部隊名
陸上自衛隊	習志野	船橋市薬台3-20-1	274-8577	047-466-2141	231	302	第一空挺団 習志野演習場 習志野駐屯地業務隊
	下志津	千葉市若葉区若松町902	264-8501	043-422-0221	286 287	302	高射学校 高射教導隊
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438-23-3411	215	301	第1ヘリコプター団 第4戦車ヘリコプター隊
	松戸	松戸市五香六実17	270-2288	047-387-2171	232	302	関東補給所松戸支所 第2高射特科群 需品学校 需品教導隊
	柏	柏市大室1739	277-813	04-7181-3939			柏高射教育訓練場 第2高射特科隊
海上自衛隊	下総	柏市藤ヶ谷1614-1	277-8661	0471-91-2321	2420	2424	教育航空集団司令部 下総教育航空群 移動通信隊 第3術科学校 航空補給処下総支処 下総航空基地隊
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470-22-3191	213	222	第21航空群 館山航空基地隊
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438-23-2361	446	430	航空補給処
航空自衛隊	木更津	木更津市岩根1-4-1	292-8633	0438-41-1111	303	225	第1補給処
	峯岡山	安房郡丸山町大字 平塚字嶺岡西牧乙2-564	299-2508	0470-46-3001	202	298	第44警戒隊
	習志野	船橋市薬台3-20-1	274-0077	047-466-2141	405	407	第1高射群第1高射隊
	柏	柏市十余二175-4	277-0872	0471-31-2896			柏送信所
	千葉	千葉市稲毛区轟町1-1-17	263-0021	043-251-7151			千葉地方協力本部

資料4-(4)-1

機 関 名	担当課名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号
千葉県庁(消防地震防災課)	国民保護計画室	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2163	043-222-5208
東京事務所		102-0093	東京都千代田区平河町2-6-3	03-5212-9013	03-5212-9014
葛南県民センター	県政情報課	273-8560	船橋市本町1-3-1フェイス7F	043-424-8281	047-421-1590
東葛飾県民センター	県政情報課	271-8560	松戸市小根本7	047-361-2111	047-367-4348
北総県民センター	県政情報課	285-8503	佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1111	043-485-9222
香取事務所	県政情報班	287-8502	佐原市北3-1-3	0478-54-1311	0478-52-5529
海匠事務所	県政情報班	289-2504	旭市ニ1997-1	0479-62-0261	0479-63-9898
東上総県民センター	県政情報課	297-8533	茂原市茂原1102-1	0475-22-1711	0475-24-0459
山武事務所	県政情報班	283-0006	東金市東新宿1-1-11	0475-54-0222	0475-55-6279
夷隅事務所	県政情報班	298-0212	夷隅郡大多喜町猿稲14	0470-82-2211	0470-82-4164
南房総県民センター	県政情報課	292-8520	木更津市貝渕3-13-34	0438-23-1111	0438-23-7495
安房事務所	県政情報班	294-0045	館山市北条402-1	0470-22-7111	0470-22-0074
西部防災センター		292-8520	松戸市松戸558-3	047-331-5511	047-331-5522
習志野健康福祉センター	総務企画課	275-0012	習志野市本大久保3-2-1	047-475-5151	047-475-5122
市川健康福祉センター	総務企画課	272-0023	市川市南八幡5-11-22	047-377-1101	047-379-6623
松戸健康福祉センター	総務企画課	271-8562	松戸市小根本7	047-361-2121	047-367-7554
柏健康福祉センター	総務企画課	277-0005	柏市柏255	04-7167-1255	04-7167-1732
野田健康福祉センター	総務企画課	278-0006	野田市柳沢24	04-7124-8155	04-7124-2878
印旛健康福祉センター	総務企画課	285-8520	佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1133	043-486-2777
成田支所		286-0036	成田市加良部3-3-1	0476-26-7231	0476-26-4760
香取健康福祉センター	総務企画課	287-0001	佐原市佐原口2127	0478-52-9161	0478-54-5407
海匠健康福祉センター	総務企画課	288-0812	銚子市栄町2-2-1	0479-22-0206	0479-24-9682
八日市場地域保健センター		289-2144	八日市場市イ2119-1	0479-72-1281	0479-73-3709
山武健康福祉センター	総務企画課	283-0802	東金市東金907-1	0475-54-0611	0475-52-0274
長生健康福祉センター	総務企画課	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167	0475-24-3419
夷隅健康福祉センター	総務企画課	299-5235	勝浦市出水1224	0470-73-0145	0470-73-0904
安房健康福祉センター	総務企画課	294-0045	館山市北条1093-1	0470-22-4511	0470-23-6694
鴨川地域保健センター		296-0001	鴨川市横渚1457-1	04-7092-4511	04-7093-0794
君津健康福祉センター	総務企画課	292-0832	木更津市新田3-4-34	0438-22-3743	0438-25-4587
市原健康福祉センター	総務企画課	290-0056	市原市五井1309	0436-21-6391	0436-22-8068
衛生研究所	総務課	260-8715	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-266-6723	043-265-5544
動物愛護センター	愛護管理課	286-0211	富里市御料709-1	0476-93-5711	0476-93-5326
千葉農林振興センター	総務課	290-0056	市原市五井5500-4	0436-21-0127	0436-21-0127
東葛飾農林振興センター	総務課	277-0861	柏市高田990-1	04-7143-4121	04-7144-8260
印旛農林振興センター	総務課	285-0026	佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1125	043-485-9502
香取農林振興センター	総務課	287-0005	佐原市佐原本1250-3	0478-52-9191	0478-54-5617
海匠農林振興センター	総務課	289-2141	八日市場市ハ671	0479-72-1556	0479-73-5296
山武農林振興センター	総務課	283-0006	東金市東新宿17-6	0475-54-1121	0475-54-1122
長生農林振興センター	総務課	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475-25-1141	0475-24-9840
夷隅農林振興センター	総務課	298-0004	夷隅郡大原町大原8513-1	0470-62-2155	0470-63-0713
安房農林振興センター	総務課	294-0045	館山市北条402-1	0470-22-8641	0470-23-1954
君津農林振興センター	総務課	292-0832	木更津市新田2-2-16	0438-22-6258	0438-23-5667
北部林業事務所	総務課	289-1321	山武郡成東町富田1177-7	0475-82-3121	0475-82-4463
中部林業事務所	総務課	299-1152	君津市久保5-1-2	0439-55-4970	0439-55-4988
南部林業事務所	総務課	296-0044	鴨川市広場820	04-7092-1318	04-7092-1383
銚子漁港事務所	総務課	288-0001	銚子市川口町2-6528-3	0479-22-6503	0479-22-6431
南部漁港事務所	総務課	294-0045	館山市北条402-1	0470-23-4751	0470-23-4753
千葉地域整備センター	総務課	260-0023	千葉市中央区出洲港11-1	043-242-6107	043-248-9763
千葉整備事務所	管理用地課	261-0001	千葉市美浜区幸町1-12-7	043-248-8010	043-248-8016
市原整備事務所	調整課	290-0067	市原市八幡海岸通1969	0436-41-1300	0436-43-9654
千葉港湾事務所	港営課	260-0024	千葉市中央区中央港1-6-1	043-246-6201	043-241-3470
葛南地域整備センター	総務課	273-0012	船橋市浜町2-5-1	047-433-2421	047-434-4727
葛南整備事務所	建築宅地課	273-0014	船橋市高瀬町66-17	047-434-7611	047-434-7910
葛南港湾事務所	港営課	273-0012	船橋市浜町2-5-1	047-433-1895	047-437-6099
東葛飾地域整備センター	総務課	271-0072	松戸市竹ヶ花24	047-364-5136	047-362-4884
柏整備事務所	調整課	277-0005	柏市柏145	04-7167-1201	04-7167-1205
印旛地域整備センター	総務課	285-0026	佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1140	043-485-3759
成田整備事務所	調整課	286-0036	成田市加良部3-3-2	0476-26-4831	0476-26-8671
香取地域整備センター	総務課	287-0003	佐原市佐原イ126-6	0478-52-5192	0478-54-5449
海匠地域整備センター	総務課	289-2144	八日市場市イ1999	0479-72-1100	0479-73-6356
銚子整備事務所	調整課	288-0837	銚子市長塚町2-44-9	0479-22-6500	0479-24-0099
山武地域整備センター	総務課	283-0006	東金市東新宿17-6	0475-54-1131	0475-55-5894
長生地域整備センター	総務課	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475-24-4521	0475-25-3343
夷隅地域整備センター	総務課	298-0004	夷隅郡大原町大原8513-1	0470-62-3311	0470-62-1685
大多喜整備事務所	調整課	298-0212	夷隅郡大多喜町猿稲14-1	0470-82-2614	0470-82-4889
安房地域整備センター	総務課	294-0045	館山市北条402-1	0470-22-4341	0470-23-8349
鴨川整備事務所	調整課	296-0044	鴨川市広場820	04-7092-1107	04-7093-2190
君津地域整備センター	総務課	292-0833	木更津市貝渕3-13-34	0438-25-5131	0438-25-0683
君津整備事務所	管理用地課	292-0834	木更津市潮見7-3-9	0438-37-6611	0438-37-6610
木更津港湾事務所	港営課	292-0833	木更津市貝渕3-13-34	0438-25-5141	0438-25-6325
君津幹線道路建設事務所	総務課	292-0833	木更津市貝渕3-13-34	0438-25-5171	0438-23-5126
北千葉道路建設事務所	総務用地課	286-0017	成田市赤坂2-1-1	0476-28-1411	0476-27-2858
真間川改修事務所	総務課	272-0023	市川市南八幡2-23-1	047-378-8652	047-393-6188
大多喜ダム建設事務所	総務課	298-0206	大多喜町横山3055-1	0470-82-5277	0470-82-5131
亀山・片倉ダム管理事務所	総務課	292-0523	君津市豊田33	0439-39-2400	0439-39-2887
高滝ダム管理事務所	総務課	290-0557	市原市養老468	0436-98-1411	0436-98-1414
水道局	総務企画課	260-8650	千葉市中央区長洲1-9-1	043-223-4403	043-227-6158
千葉水道事務所	総務課	260-0842	千葉市中央区南町1-4-7	043-264-1114	043-266-7439
船橋水道事務所	総務課	273-0014	船橋市高瀬町62-12	047-433-2514	047-431-3602
市川水道事務所	総務課	272-0023	市川市南八幡1-10-15	047-378-1517	047-379-7307
京葉北部建設事務所	総務課	262-0032	千葉市花見川区幕張町5-417-24	043-274-9750	043-274-9756
企業庁	企業総務課	260-8655	千葉市中央区長洲1-9-1	043-223-3420	043-225-6022
千葉建設事務所	総務課	261-0011	千葉市美浜区真砂5-2-1	043-278-1221	043-278-1228
内陸北部建設事務所	総務課	286-0017	成田市赤坂2-1-1	0476-26-8591	0476-27-8490
千葉ニュータウン整備センター	事業調整課	270-1348	印西市戸神501	0476-46-2813	0476-46-2811

資料4-(4)

関係県機関

資料4-(4)-2

機 関 名	担当課名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号
流山建設事務所	総務課	270-0163	流山市南流山1-13	04-7150-4500	04-7150-4506
柏建設事務所	総務課	277-0871	柏市若柴160-1	04-7134-1211	04-7134-1299
千葉工業用水道事務所	総務課	260-0843	千葉市中央区末広3-4-16	043-264-7321	043-261-4349
葛南工業用水道事務所	総務課	272-0023	市川市南八幡2-23-1	047-378-4477	047-379-0904
君津工業用水道事務所	総務課	292-0834	木更津市潮見2-12	0438-23-0621	0438-25-2806
茂原建設事務所	総務課	297-0023	茂原市千代田町1-6-1	0475-20-2311	0475-20-2313
病院局	経営管理課	260-8665	千葉市中央区市場町1-1	043-223-3963	043-225-9330
がんセンター	事務局	260-8717	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-264-5431	043-262-8680
救急医療センター	事務局	261-0012	千葉市美浜区磯辺3-32-1	043-279-2211	043-279-0193
精神科医療センター	事務局	261-0024	千葉市美浜区豊砂5	043-276-1361	043-276-1367
こども病院	事務局	266-0007	千葉市緑区辺田町579-1	043-292-2111	043-292-3815
循環器病センター	事務局	290-0512	市原市鶴舞575	0436-88-3311	0436-88-3032
東金病院	事務局	283-8588	東金市台方1229	0475-54-1531	0475-54-1588
佐原病院	事務局	287-0003	佐原市佐原イ2285	0478-54-1231	0478-54-4497
教育庁葛南教育事務所	総務課	273-0012	船橋市浜町2-5-1	047-433-6017	047-433-3169
教育庁東葛飾教育事務所	総務課	271-8563	松戸市小根本7	047-361-2110	047-368-5316
教育庁北総教育事務所	総務課	285-0026	佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1147	043-486-2919
香取分室		287-0002	佐原市北3-1-3	0478-54-1529	0478-55-1725
海匠分室		289-2504	旭市ニ1997-1	0479-62-2554	0479-64-0056
教育庁東上総教育事務所	総務課	297-0024	茂原市八千代2-10	0475-23-8125	0475-25-3143
山武分室		283-0006	東金市東新宿1-1-11	0475-54-1041	0475-55-5003
夷隅分室		298-0212	夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-2411	0470-82-4803
教育庁南房総教育事務所	総務課	292-0833	木更津市貝渚3-13-34	0438-25-1311	0438-22-4302
安房分室		294-0045	館山市北条403	0470-22-3876	0470-23-5999

資料4-(5)-1

①本部及び東葛飾地域の警察署

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
警察本部警備課	260-8668	千葉市中央区市場町1-2	043-227-9131
// 通信指令課	260-0024	千葉市中央区中央港1-71-1	043-227-9131
// 総合当直	260-8668	千葉市中央区市場町1-2	043-227-9131
船橋警察署	273-0001	船橋市市場4-18-1	047-435-0110
船橋東警察署	274-0063	船橋市習志野台7-9-20	047-467-0110
鎌ヶ谷警察署	273-0121	鎌ヶ谷市初富928-59	047-444-0110
市川警察署	272-0015	市川市鬼高4-4-1	047-370-0110
行徳警察署	272-0127	市川市塩浜3-10-18	047-397-0110
浦安警察署	279-0011	浦安市美浜5-13-2	047-350-0110
松戸警察署	271-8557	松戸市松戸558-2	047-369-0110
松戸東警察署	270-0023	松戸市八ヶ崎4-51-9	047-349-0110
野田警察署	278-0005	野田市宮崎147-4	04-7125-0110
柏警察署	277-8554	柏市松ヶ崎722-1	04-7148-0110
流山警察署	270-0175	流山市三輪野山744-4	04-7159-0110
我孫子警察署	270-1177	我孫子市柴崎904-1	04-7182-0110

②千葉県内の上記以外の警察署等

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
千葉中央警察署	260-8510	千葉市中央区中央港1-13-1	043-244-0110
千葉東警察署	264-0007	千葉市若葉区小倉町859-2	043-233-0110
千葉西警察署	261-0011	千葉市美浜区真砂2-1-1	043-277-0110
千葉南警察署	266-0005	千葉市緑区おゆみ野中央8-1-2	043-291-0110
千葉北警察署	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町199-1	043-286-0110
習志野警察署	275-0015	習志野市鷺沼台2-4-1	047-474-0110
八千代警察署	276-0044	八千代市萱田町681-39	047-486-0110
佐倉警察署	285-0811	佐倉市表町3-17-1	043-484-0110
四街道警察署	284-0044	四街道市和良比635-5	043-432-0110
成田警察署	286-0036	成田市加良部3-5	0476-27-0110
成田国際空港警察署	282-0004	成田市古込字込前133	0476-32-0110
印西警察署	270-1327	印西市大森2514-13	0476-42-0110
佐原警察署	287-0002	佐原市北2-1-1	0478-54-0110
小見川警察署	289-0313	香取郡小見川町小見川1637	0478-83-0110
銚子警察署	288-0814	銚子市春日町1922-2	0479-23-0110
旭警察署	289-2504	旭市二1-1	0479-64-0110
八日市場警察署	289-2144	八日市場市559-1	0479-72-0110
成東警察署	289-1321	山武郡成東町富田1177-3	0475-82-0110
東金警察署	283-0061	東金市北之幸谷10-12	0475-54-0110
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田7	0475-22-0110
大原警察署	298-0004	夷隅郡大原町大原8312-4	0470-62-0110
勝浦警察署	299-5235	勝浦市出水1212-2	0470-73-0110
市原警察署	290-0067	市原市八幡海岸通1965-17	0436-41-0110
木更津警察署	292-0834	木更津市潮見2-1-2	0438-22-0110
君津警察署	299-1152	君津市久保4-1-1	0439-54-0110
富津警察署	299-1616	富津市海良121-1	0439-66-0110
館山警察署	294-0045	館山市北条1090-2	0470-23-0110
千倉警察署	295-0004	安房郡千倉町瀬戸2916	0470-44-0110
鴨川警察署	296-0001	鴨川市横渚1465	04-7092-0110

③千葉県外の近隣市の警察署等

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
埼玉県警本部	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110(代)
吉川署	341-0004	三郷市上彦名144-3	048-958-0110

資料4-(6)-1

①東葛飾地区の消防本部等

名 称	担当課名	郵便番号	所在地	電話	FAX番号
市川市消防局	警防課	272-0021	市川市八幡1-8-1	047-333-2111	047-333-8181
船橋市消防局	総務課	273-0011	船橋市湊町2-6-10	047-435-1111	047-435-7878
松戸市消防局	企画管理室	270-2241	松戸市松戸新田114-5	047-363-1111	047-363-1121
野田市消防本部	警防課	278-0005	野田市宮崎126-2	04-7124-0113	04-7124-3416
柏市消防本部	警防課	277-0827	柏市松葉町7-16-7	04-7133-0119	04-7133-8795
流山市消防本部	消防総務課	270-0175	流山市三輪野山994	04-7158-0119	04-7158-0276
我孫子市消防本部	警防課	270-1166	我孫子市我孫子1847-6	04-7184-0119	04-7184-0120
鎌ヶ谷市消防本部	総務課	273-0102	鎌ヶ谷市右京塚10-12	047-444-3233	047-445-1224
浦安市消防本部	警防課	279-0004	浦安市猫実1-19-22	047-352-3553	047-355-7733

②千葉県内の上記以外の消防本部等

名 称	担当課名	郵便番号	所在地	電話	FAX番号
千葉市消防局	総務課	260-0854	千葉市中央区長州1-2-1	043-202-1809	043-202-1614
銚子市消防本部	警防課	288-0056	銚子市新生町1-9-12	0479-22-0119	0479-23-0119
木更津市消防本部	消防総務課	292-0834	木更津市潮見2-8	0438-22-0119	0438-23-9096
成田市消防本部	警防課	286-8585	成田市花崎町760	0476-20-1592	0476-24-4368
旭市消防本部	警防課	289-2511	旭市イの2953-1	0479-63-0119	0479-63-7477
習志野市消防本部	警防課	275-0011	習志野市鷺沼2-1-43	047-452-1212	047-454-8151
市原市消防局	警防救急課	290-0073	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-0119	0476-22-6215
八千代市消防本部	警防課	276-0046	八千代市大和田新田186	047-459-2441	047-459-6232
君津市消防本部	消防総務課	299-1163	君津市笠師3-1-25	0439-53-1902	0439-54-8960
富津市消防本部	総務課	293-0042	富津市小久保2109	0439-65-4903	0439-65-1835
四街道市消防本部	警防課	284-0003	四街道市鹿渡934-5	043-422-0119	043-423-7650
袖ヶ浦市消防本部	総務課警防班	299-0261	袖ヶ浦市福王台4-10-7	0438-64-0119	0438-62-9729
富里市消防本部	総務課警防班	286-0221	富里市七栄735-2	0476-92-1311	0476-93-8837
栄町消防本部	消防防災課	270-1546	印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71	0476-95-0119	0476-95-7630
小見川町外2町消防組合消防本部	総務課	289-0314	香取郡小見川町野田53	0478-83-0119	0478-83-33439
佐原市外五町消防組合消防本部	警防課	287-0001	佐原市佐原口2127	0478-52-4111	0478-54-1648
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	294-0045	館山市北条1087-1	0470-22-2233	0470-22-6562
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	警防課	297-0026	茂原市茂原598	0475-24-0119	0475-24-1725
八日市場市外三町消防組合消防本部	総務課 警防課	289-2146	八日市場市ホ715	0479-72-0119	0479-73-6339
山武郡市広域行政組合消防本部	総務課	283-8505	東金市東岩崎1-17	0475-52-8751	0475-52-1652
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	警防課	285-8619	佐倉市大蛇町281	043-481-1119	043-484-2502
印西地区消防組合消防本部	通信指令室	270-1387	印西市草深1905-7	0476-46-9981	0476-46-9986
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	298-0204	夷隅郡大多喜町船子73-2	0470-82-4545	0470-82-5000

③千葉県外の近隣市の消防本部等

名 称	県名	郵便番号	所在地	電話	FAX番号
三郷市消防本部 消防署	埼玉県	341-0026	埼玉県三郷市幸房1155	048-952-1211	
南分署	埼玉県	341-0035	埼玉県三郷市鷹野3-474	048-955-0911	
北分署	埼玉県	341-0006	埼玉県三郷市上彦川戸886	048-952-2291	
吉川市消防本部 吉川消防署	埼玉県	342-0016	吉川市会野谷481	048-982-3931(代表) 048-982-3918(総務) 048-982-3968(警防) 048-982-3919(予防)	048-981-7150
松伏消防署	埼玉県	343-0111	松伏町松伏831	048-991-2231(代表)	048-991-7181
吉川消防署南分署	埼玉県	342-0035	吉川市高久1152	048-984-0119(代表)	048-984-0120

資料4-(7)-1

①千葉県東葛飾地区に所在する市

市町村名	国民保護担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
市川市	災害対策課	272-8501	市川市八幡1-1-1	047-334-1507	047-333-8080
船橋市	防災課	273-8501	船橋市湊町2-10-25	047-436-2032	047-436-2034
松戸市	防災課	271-8588	松戸市根本387-5	047-366-7309	047-368-0202
野田市	市民生活課	278-8550	野田市鶴奉7-1	04-7125-1111	04-7123-1737
柏市	防災安全課	277-8505	柏市柏5-10-1	04-7167-1115	04-7163-2188
流山市	総務課	270-0192	流山市平和台1-1-1	04-7150-6067	04-7158-4131
我孫子市	市民活動支援課	270-1192	我孫子市我孫子1858	04-7185-1111 (内20-217)	04-7185-5777
鎌ヶ谷市	総務課	273-0195	鎌ヶ谷市初富928-744	047-445-1141 (内331)	047-445-1400
浦安市	防災課	279-8501	浦安市猫実1-1-1	047-382-1111 (内1721)	047-355-6239

②千葉県内のその他の市町

市町村名	国民保護担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
千葉市	総合防災課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5150	043-245-5597
銚子市	総務課	288-8601	銚子市若宮町1-1	0479-24-8181	0479-25-0277
館山市	社会安全課	294-8601	館山市北条1145-1	0470-22-3442	0470-23-3115
木更津市	総務課	292-8501	木更津市潮見1-1	0438-23-7111 (内444)	0438-25-1351
佐原市	総務課	287-8501	佐原市佐原口2127	0478-50-1201	0478-52-4566
茂原市	総務課	297-8511	茂原市茂原道表1	0475-20-1519	0475-20-1602
成田市	防災対策課	286-8585	成田市花崎町760	0476-20-1523	0476-20-1687
佐倉市	交通防災課	285-8501	佐倉市海隣寺町97	043-484-6236	043-486-2502
東金市	総務課	283-8511	東金市東岩崎1-1	0475-50-1119	0475-50-1229
八日市場市	総務課	289-2198	八日市場市ハ793	0479-73-0084	0479-72-1114
旭市	総務課	289-2595	旭市二1920	0479-62-5311	0479-63-4946
習志野市	総務課	275-8601	習志野市鷺沼1-1-1	047-453-9246	047-453-1547
勝浦市	環境防災課	299-5292	勝浦市新官1343-1	0470-73-1211	0470-73-8788
市原市	防災課	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9823	0436-23-9556
八千代市	防災対策室	276-8501	八千代市大和田新田312-5	047-483-1151	047-484-8824
鴨川市	消防防災課	296-8601	鴨川市横渚1450	04-7093-7833	04-7093-7851
君津市	総務課	299-1192	君津市久保2-13-1	0439-56-1481	0439-56-1404
富津市	総務課	293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1209	0439-80-1350
四街道市	総務課	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043-421-6102	043-424-8922
袖ヶ浦市	管財防災課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-2111 (内234)	0438-62-5916
八街市	防災課	289-1192	八街市八街ほ35-29	043-443-1119	043-444-0815
印西市	総務課	270-1396	印西市大森2364-2	0476-42-5111	0476-42-7242
白井市	交通防災課	270-1492	白井市復1123	047-492-1111	047-491-3510
富里市	総務課	286-0292	富里市七栄652-1	0476-93-1111	0476-93-9954
-印旛郡-					
酒々井町	総務課	285-8510	酒々井町中央台4-11	043-496-1171	043-496-4541
印旛村	総務課	270-1693	印旛村瀬戸554-1	0476-98-1112	0476-98-2073
本埜村	総務課	270-2392	本埜村笠神2587	0476-97-1111	0476-97-3205
栄町	消防本部	270-1546	栄町生板鍋子新田乙20-71	0476-95-8983	0476-95-7630
-香取郡-					
下総町	総務課	289-0192	下総町猿山1080	0476-96-1111	0476-96-1306
神崎町	総務課	289-0292	神崎町神崎本宿163	0478-72-2111	0478-72-2110
大栄町	総務課	287-0292	大栄町松子366	0478-73-2111	0478-73-2110
小見川町	総務課	289-0393	小見川町羽根川38	0478-82-1111	0478-82-3325
山田町	総務課	289-0492	山田町仁良300-1	0478-78-2111	0478-78-5055
栗源町	総務課	287-0192	栗源町岩部700	0478-75-2111	0478-75-3233
多古町	総務課	289-2292	多古町多古584	0479-76-2611	0479-76-7144
東庄町	総務課	289-0692	東庄町笹川い579-1	0478-86-6082	0478-86-4051
-匝瑳郡-					
光町	総務課	289-1793	光町宮川11902	0479-84-1211	0479-84-2713
野栄町	総務課	289-2192	野栄町今泉6474	0479-67-3111	0479-67-4981
-山武郡-					
大網白里町	総務課	299-3292	大網白里町大網115-2	0475-70-0303	0475-72-8454
九十九里町	総務課	283-0195	九十九里町片貝4099	0475-70-3107	0475-70-3188
成東町	総務課	289-1392	成東町殿台296	0475-80-1114	0475-82-2107
山武町	総務課	289-1298	山武町埴谷1874	0475-89-3608	0475-89-1711
蓮沼村	総務課	289-1892	蓮沼村ハ4832-1	0475-86-4931	0475-86-2761
松尾町	総務課	289-1593	松尾町松尾40-2	0479-80-7117	0479-86-4392
横芝町	総務課	289-1792	横芝町横芝636	0479-82-8803	0479-82-5342
芝山町	総務課	289-1692	芝山町小池992	0479-77-3903	0479-77-0871

資料4-(7)-2

市町村名	国民保護担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
-長生郡-					
一宮町	総務課	299-4396	一宮町一宮2457	0475-42-2111	0475-42-2465
睦沢町	総務課	299-4492	睦沢町下之郷1650-1	0475-44-2500	0475-44-1729
長生村	総務課	299-4394	長生村本郷1-77	0475-32-2111	0475-32-1194
白子町	総務課	299-4292	白子町関5074-2	0475-33-2111	0475-33-4132
長柄町	総務課	297-0298	長柄町桜谷712	0475-35-2111	0475-35-4732
長南町	総務課	297-0192	長南町長南2110	0475-46-2111	0475-46-1214
-夷隅郡-					
大多喜町	総務課	298-0292	大多喜町大多喜93	0470-82-2111	0470-82-4461
夷隅町	総務課	298-0192	夷隅町国府台1524-1	0470-86-2111	0470-86-4729
御宿町	総務課	299-5192	御宿町須賀1522	0470-68-2511	0470-68-3293
大原町	総務課	298-8501	大原町大原7400-1	0470-62-1111	0470-63-1252
岬町	総務課	299-4692	岬町長者549	0470-87-2111	0470-87-7246
-安房郡-					
富浦町	総務課	299-2492	富浦町青木28	0470-33-3111	0470-33-3451
富山町	総務課	299-2292	富山町久枝257	0470-57-4580	0470-57-3002
鋸南町	総務課	299-2192	鋸南町下佐久間3458	0470-55-4801	0470-55-1342
三芳村	総務課	294-8701	三芳村谷向100	0470-36-2111	0470-36-2571
白浜町	総務課	295-0192	白浜町白浜3467-1	0470-38-3111	0470-38-2591
千倉町	総務課	295-8601	千倉町瀬戸2294	0470-44-5614	0470-40-1013
丸山町	総務課	299-2592	丸山町岩糸2489	0470-46-4850	0470-46-3991
和田町	総務課	299-2792	和田町仁我浦243	0470-47-5411	0470-47-4181

③千葉県外の近隣市

県名 市町村名	国民保護担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
埼玉県 三郷市	安全推進課	341-8501	埼玉県三郷市花和田648-1	048-953-1111	048-952-6780
埼玉県 吉川市	市民安全課	342-8501	埼玉県吉川市吉川2-1-1	048-982-9471 (直通)	

④防災協定等を結んでいる遠隔市町(埼玉県三郷市は③に収録)

県名 市町名	国民保護担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
福島県 相馬市	総務部 地域防災対策室	976-8601	福島県相馬市中村字大手先13	0244-37-2121 (消防防災係)	0244-35-6938
長野県 信濃町	総務課庶務係	389-1392	長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2	(026)255-3111	026-255-6103
石川県 能登町	総務課消防防災係	927-0492	石川県鳳珠郡能登町字 宇出津新一字197-1	0768-62-8510	
岩手県 北上市	企画部消防防災課	024-8501	岩手県北上市芳町1-1	0197-64-2111 (内線:3712)	

資料4-(8)-1

名 称	国民保護担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
(独)海上災害防止センター	総務課	220-8401	神奈川県横浜市区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル	電話:045-224-4311 FAX:045-224-4312
(独)国立病院機構	総務課	152-8621	東京都目黒区東が丘2-5-21	電話:03-5712-5050 FAX:03-5712-5081
(独)放射線医学総合研究所	総務課	263-0024	千葉県稲毛区穴川4-9-1	電話:043-251-2111
(独)水資源機構	総務課	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	電話:048-600-6511 FAX:048-650-6510
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	105-8521	東京都港区芝大門1-1-3	電話:03-3437-7084 FAX:03-3435-8509
千葉県支部	総務課	260-0013	千葉市中央区千葉港4-1	電話:043-241-7531
日本放送協会【暫定】	気象・災害センター	105-8001	東京都渋谷区神南2-2-1	電話:03-5455-3409 FAX:03-3465-1936
千葉放送局	企画総務	260-0013	千葉市中央区中央4-14-14	電話:043-227-7311
日本郵政公社	本社CSR 室	100-8798	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	電話:03-3504-4624 FAX:03-3506-6732
千葉中央郵便局	総務課	260-0024	千葉市中央区中央港1-14-1	電話:043-246-0083
首都高速道路(株)	防災対策グループ	100-8930	東京都千代田区霞ヶ関1-4-1	電話:03-3539-9499 FAX:03-3502-5676
東日本高速道路(株)	管理事業部 事業統括チーム	100-8979	東京都千代田区霞ヶ関3-3-2新霞ヶ関ビル	電話:03-3506-0318 FAX:03-3506-0184
関東支社	管理事業部 事業統括チーム	110-0014	東京都台東区北上野1-10-14住友不動産 ビル5 号館9F	電話:03-5828-8642 内線81-5547
成田国際空港(株)	経営企画グループ	282-8601	成田市木の根字神台24	電話:0476-34-5811 FAX:0476-30-1571
東京地下鉄(株)	安全・技術部安全課	110-0015	東京都台東区東上野3-19-6	電話:03-3837-7147 FAX:03-3837-7159
東日本電信電話(株)	災害対策室	160-0023	東京都新宿区西新宿3-19-2	電話:03-5359-4830 FAX:03-5333-1245
千葉支店	災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-6NTT 幕張ビル8 階	電話:043-211-8652
東京電力(株)	防災グループ	100-8560	東京都千代田区内幸町1-1-3	電話:03-4216-1111 FAX:03-4216-2539
千葉支店	総務グループ	260-0015	千葉市中央区富士見2-9-5	電話:043-391-4118
東京瓦斯(株)	総務グループ	105-8527	東京都港区海岸1-5-20	電話:03-5400-3894 FAX:03-3432-4574
千葉支店	総務広報部	261-0001	千葉市美浜区幸町1-6-8	電話:043-246-7705
JR バス関東(株)	総務部	151-8522	東京都渋谷区代々木2-2-2	電話:03-5334-0860 FAX:03-5334-0865
京成バス(株)	業務課	131-8555	東京都墨田区押上1-10-3	電話:03-3621-2415 FAX:03-3621-2431
佐川急便(株)	労務運行管理部	601-8104	京都市南区上鳥羽角田町68	電話:075-691-5400 FAX:075-681-2439
西濃運輸(株)	営業企画管理室	503-8501	岐阜県大垣市田口町1	電話:0584-82-5025 FAX:0584-82-5041
日本通運(株)	作業管理部広域自 動車輸送専任	105-8322	東京都港区東新橋1-9-4	電話:03-6251-1430 FAX:03-6251-6676
千葉支店	総務課	260-0834	千葉市中央区今井1-14-22	電話:043-226-7600
福山通運(株)	社長室CSR 推進室	721-8555	広島県福山市東深津町4-20-1	電話:03-3643-0292 FAX:03-3643-3730
(株)日本航空インターナショナル	経営企画室	140-0002	東京都品川区東品川2-4-11	電話:03-5769-6032 FAX:03-5769-6482
成田総務部	成田総務部	282-0004	成田市古込1-1	電話:0476-34-3511
全日本空輸(株)	千葉営業支店	260-0028	千葉市中央区新町1000 センティビル14F	電話:043-238-9530 FAX:043-238-9543
東日本旅客鉄道(株)	庶務グループ	151-8578	東京都渋谷区代々木2-2-2	電話:03-5334-1311 FAX:03-5334-1358
千葉支社	総務部(安全) 危機管理室	260-0031	千葉市中央区新千葉1-3-24	電話:043-222-1001 電話:043-225-9136
京成電鉄(株)	計画管理部	131-8555	東京都墨田区押上1-10-3	電話:03-3621-2322 FAX:03-3621-2550
東武鉄道(株)	運輸企画課	131-8522	東京都墨田区押上1-1-2	電話:03-3621-5320 FAX:03-3621-5268
	運河駅	270-0101	流山市東深井405	電話:52-4050
	江戸川台駅	270-0111	流山市江戸川台東1-3	電話:52-9310
	初石駅	270-0114	流山市東初石3-100	電話:54-2818

資料4-(8)-2

名 称	国民保護担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
NTT コミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部	100-8019	東京都千代田区内幸町1-1-6	電話:03-5202-9909 FAX:03-5501-3014
KDDI(株)	運用管理部 統括グループ	102-8461	東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	電話:03-3347-5299 FAX:03-3347-6243
日本テレコム(株)	総務部	105-7316	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	電話:03-6888-8000 FAX:03-3572-5540
(株)NTT ドコモ	災害対策室	100-6150	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー35F	電話:03-5156-1729 FAX:03-5156-0265
千葉支店 ボーダフォン(株)	企画総務部 コーポレートセキュリティ室	260-0028 105-6205	千葉市中央区新町1000センシティタワー16F 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORI タワー	電話:043-301-0335 電話:03-6403-1065 FAX:03-6403-2932
(株)テレビ朝日	報道企画部	106-8001	東京都港区六本木6-9-1	電話:03-6406-1305 FAX:03-3405-3417
(株)テレビ東京	報道局 総務局	105-8012	東京都港区虎ノ門4-3-12	電話:03-5473-3192 FAX:03-5473-8483 電話:03-5473-3053 FAX:03-3432-0814
(株)東京放送	総務部	107-8006	東京都港区赤坂5-3-6	電話:03-5571-2213 FAX:03-5571-2012
(株)フジテレビジョン	報道局	137-8088	東京都港区台場2-4-8	電話:03-5500-8360 FAX:03-5500-8770
日本テレビ放送網(株)	報道局ニュース制作部	105-7444	東京都港区東新橋1-6-1	電話:03-6215-1382 FAX:03-6215-3563
(株)TBS ラジオアクトコミュニケーションズ	経営企画室	107-8001	東京都港区赤坂5-3-6	電話:03-5571-2709 FAX:03-5571-2975
(株)日経ラジオ社	編成報道局	107-8373	東京都港区赤坂1-9-15	電話:050-3368-3578 FAX:03-3583-9062
(株)ニッポン放送	編成局報道部	100-8439	東京都千代田区有楽町1-9-3	電話:03-3287-7622 FAX:03-3287-7696
(株)文化放送	編成局報道制作部	160-8002	東京都新宿区若葉1-5	電話:03-5269-2736 FAX:03-3357-2527

資料4-(9)-1

名 称(指定年月日)	国民保護担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX・E-MAIL
京葉瓦斯株式会社 (平成17年5月27日)	総務人事部 総務グループ	272-8580	市川市市川南2-8-8	電話 047-325-4111 FAX 047-324-6026 お客様コールセンター(松戸) 電話 047-361-0211 電話047(164)-0211
大多喜ガス株式会社 (平成17年5月27日)	東葛支社 総務部総務課	277-0005	柏市柏211-5	電話 0475-24-0010 FAX 0475-22-2785
千葉ガス株式会社 (平成17年5月27日)	企画総務部 人事・総務グループ	285-0014	佐倉市栄町21-1	電話 043-483-1172 FAX 043-483-1183 E-MAIL:morinaka@chiba-gas.co.jp
房州瓦斯株式会社 (平成17年5月27日)	総務部	294-0036	館山市館山1365	電話 0470-22-2251 FAX 0470-23-3005
京和ガス株式会社 (平成17年5月27日)	総務部総務課	270-0111	流山市江戸川台東 1-254	電話 04-7155-1500 FAX 04-7155-1505 E-MAIL:narimatsu@keiwagas.co.jp
銚子瓦斯株式会社 (平成17年5月27日)	銚子営業所 業務チーム	288-0068	銚子市内浜町1603	電話 0479-22-2420 FAX 0479-24-3269 E-MAIL:choshi@choshi_tobugas.co.jp
野田ガス株式会社 (平成17年5月27日)	総務部	278-0005	野田市宮崎36	電話 04-7125-0101 FAX 04-7125-3343 E-MAIL:nodagas4@siren.ocn.ne.jp
角栄ガス株式会社 (平成17年5月27日)	企画管理部	151-0062	東京都渋谷区 元代々木町33-8	電話 03-3481-2071 FAX 03-3481-2074 E-MAIL:sekine@kakuei-gas.co.jp
東日本ガス株式会社 (平成17年5月27日)	供給部供給課	270-1138	我孫子市下ヶ戸 608-1	電話 04-7182-4175 FAX 04-7182-7620 E-MAIL:t-watanabe@hngas.co.jp
総武ガス株式会社 (平成17年5月27日)	業務課	289-2504	旭市二の5941	電話 0479-63-1000 FAX 0479-63-2135
社団法人千葉県 エルピーガス協会 (平成17年7月5日)	総務部	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油館内	電話 043-246-1725 FAX 043-243-6781 E-MAIL:chibalpg@chibalpg.or.jp
日本瓦斯株式会社 (平成18年7月18日)		104-8540	東京都中央区八丁堀 3-5-2	電話03-3553-1281(代表)
新京成電鉄株式会社 (平成17年5月27日)	鉄道本部鉄 道管理課	273-0192	鎌ヶ谷市くぬぎ山 4-1-12	電話 047-389-9900 FAX 047-389-9909 E-MAIL:kanrika@shinkeisei.jp
小湊鉄道株式会社 (平成17年5月27日)	鉄道部運輸部	290-0054	市原市五井中央東 1-1-2	電話 0436-21-6771 FAX 0436-22-7650
北総鉄道株式会社 (平成17年5月27日)	企画室	273-0121	鎌ヶ谷市初富928	電話 047-445-1902 FAX 047-443-5404 E-MAIL:kikaku@hokuso-railway.co.jp
総武流山電鉄株式会社 (平成17年5月27日)	運輸部・技術部 流山駅 平和台駅 鰯ヶ崎駅	270-0164	流山市流山1-264 流山市流山4-483 流山市大字鰯ヶ崎 1438-3	電話 04-7158-0117 FAX 04-7158-2274 電話04-7158-1010
銚子電気鉄道株式会社 (平成17年5月27日)	鉄道部	288-0056	銚子市新生町2-297	電話 0479-22-0316 FAX 0479-25-2865 E-MAIL:kougo@choshi-dentetsu.jp
いすみ鉄道株式会社 (平成17年5月27日)	総務課	298-0216	夷隅郡大多喜町 大多喜264	電話 0470-82-2161 FAX 0470-82-2249 E-MAIL:mail@isumirail.co.jp
東葉高速鉄道株式会社 (平成17年5月27日)	総務部総務課	276-0049	八千代市緑が丘 1-1120-3	電話 047-458-0014 FAX 047-458-0044 E-MAIL:somu@toyokosoku.co.jp
千葉都市モノレール株式会社 (平成17年5月27日)	運輸部業務課	263-0012	千葉市稲毛区 萩台町199-1	電話 043-287-8215 FAX 043-252-7244 E-MAIL:gyoumu_1@chiba-monorail.co.jp 24 時間対応 運転課 電話043-287-8210
京葉臨海鉄道株式会社 (平成17年5月27日)	管理部総務グループ	260-0031	千葉市中央区 新千葉1-1-1	電話 043-224-2821 FAX 043-224-2466 E-MAIL:soumu@rintetu.co.jp
社団法人千葉県トラック協会 (平成17年5月27日)	交付金事業部	261-0002	千葉市美浜区 新港212-10	電話 043-247-1131 FAX 043-246-7372 E-MAIL:info@cta.or.jp
社団法人千葉県バス協会 (平成17年5月27日)	事務局	261-0004	千葉市美浜区 新港212-2	電話 043-246-8151 FAX 043-241-0548
芝山鉄道株式会社		289-1601	山武郡芝山町 香山新田148-1	電話 047-978-1141/047-632-2 676

資料4-(9)-2

名 称(指定年月日)	国民保護担当部署	郵便番号	所 在 地	電話・FAX・E-MAIL
(平成17年12月20日)				FAX047-630-2261
首都圏新都市鉄道株式会社 (平成17年12月20日)		110-8554	東京都台東区 台頭4-25-7	電話 03-3839-7311(代表)
社団法人千葉県医師会 (平成17年5月27日)	総務部	260-0026	千葉市中央区 千葉港7-1	電話 043-242-4271 F A X 043-246-3142 E-MAIL:webmaster@chiba.med.or.jp
社団法人千葉県歯科医師会 (平成17年5月27日)	事務局	261-0002	千葉市美浜区 新港32-17	電話 043-241-6471 F A X 043-248-2977 E-MAIL:chinet@cc.rim.or.jp
社団法人千葉県薬剤師会 (平成17年5月27日)	事務局	260-0026	千葉市中央区 千葉港7-1	電話 043-242-3801 F A X 043-248-0646
(平成17年7月5日)				F A X 043-248-7246 E-MAIL:cna4@lily.ocn.ne.jp
株式会社ベイエフエム (平成17年5月27日)	総務部	260-0013	千葉市中央区 中央1-11-1	電話 043-227-7878 F A X 043-227-7829
千葉テレビ放送株式会社			千葉市中央区 都町1-1-25	
千葉県道路公社 (平成17年5月27日)	総務部総務課	260-0013	千葉市中央区 中央4-13-28 千葉県看護会館内	電話 043-227-9331 F A X 043-227-6360 E-MAIL:soumu2@chiba-dourokousha.or.jp

資料4-(10)-1

市内の大型商業施設

名称	担当	住所	連絡先	備考
イトーヨーカドー		流山店 〒270-0164 流山市流山9-800-2	04-7158-5211	開店時間は10時から22時まで。
マルエツ		みやその店 〒270-0155 千葉県流山市宮園1-9	04-7159-0372	開店時間は10時から21時まで。
		初石店 〒270-0114 千葉県流山市東初石3-94-1	04-7154-1611	開店時間は10時から21時まで。
		野々下店 〒270-0135 千葉県流山市野々下6-1038	04-7143-1191	開店時間は10時から21時まで。

番号	施設					避難施設として 使用可能な部分の面積		収容人員※		施設管理者		
	名称	所在地		連絡先		屋内部分 分 (㎡)	屋外部分 分 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	名称	連絡先	
		市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX	面積 (㎡)	面積 (㎡)				電話	FAX
1	千葉県立流山高等学校	流山市	東初石2丁目98番地	0471533161	0471536894	2,497	14,000	1,248	7,000	千葉県教育委員会 教育長	0432234154	0432214632
2	千葉県立流山中央高等学校	流山市	大畔275番地の5	0471543551	0471556991	1,511	32,439	756	16,220	千葉県教育委員会 教育長	0432234154	0432214632
3	千葉県立流山東高等学校	流山市	名都借140番地	0471431610	0471432862	2,342	32,126	1,172	16,064	千葉県教育委員会 教育長	0432234154	0432214632
4	千葉県立流山南高等学校	流山市	流山9丁目800番地の1	0471591231	0471587041	2,969	18,082	1,484	9,042	千葉県教育委員会 教育長	0432234154	0432214632
5	千葉県立流山北高等学校	流山市	中野久木7番地の1	0471542100	0471556971	2,367	19,190	1,184	9,596	千葉県教育委員会 教育長	0432234154	0432214632
6	千葉県立流山高等学園	流山市	野々下2丁目496番地の1	0471480200	0471480066	920	10,532	460	5,266	千葉県教育委員会 教育長	0432234154	0432214632
7	東深井地区公園	流山市	東深井815番地				55,337	0	27,669	流山市長	0471506092	0471589777
8	南流山中央公園	流山市	南流山3丁目14番地				12,155	0	6,078	流山市長	0471506092	0471589777
9	東部近隣公園	流山市	名都借240番地				16,751	0	8,376	流山市長	0471506092	0471589777
10	三輪野山近隣公園	流山市	三輪野山292番地				10,797	0	5,399	流山市長	0471506092	0471589777
11	運河水辺公園	流山市	東深井368番地の1				24,129	0	12,065	流山市長	0471506092	0471589777
12	平和台2号公園	流山市	平和台2丁目12番地				5,816	0	2,908	流山市長	0471506092	0471589777
13	松ヶ丘ふるさと公園	流山市	松ヶ丘4丁目495番地の1				13,548	0	6,774	流山市長	0471506092	0471589777
14	江戸川河川敷緑地	流山市	南流山7丁目				143,420	0	71,710	流山市長	0471506092	0471589777
15	流山市総合運動公園	流山市	野々下1丁目40番地の1				150,349	0	75,175	流山市長	0471506092	0471589777

番号	施設					避難施設として 使用可能な部分 の面積		収容人員※		施設管理者		
	名称	所在地		連絡先		屋内部分 分 (㎡)	屋外部分 分 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	名称	連絡先	
		市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX	面積 (㎡)	面積 (㎡)				電話	FAX
16	流山市勤労者 総合福祉セン	流山市	大畔25番地の17	0471555701	0471555710	1,929		965	0	流山市長	0471506085	0471585840
17	流山市勤労者 体育施設	流山市	大畔64番地の1	0471555561	0471555710	1,106		553	0	流山市長	0471506085	0471585840
18	流山市立中野 久木保育所	流山市	中野久木373番地	0471520921		704		352	0	流山市長	0471506124	0471586696
19	流山市立平和 台保育所	流山市	平和台2丁目6番地の3	0471581424	0471581435	1,108		554	0	流山市長	0471506124	0471586696
20	流山市立江戸 川台保育所	流山市	江戸川台東3丁目5番地	0471520611	0471520648	823		412	0	流山市長	0471506124	0471586696
21	流山市立向小 金保育所	流山市	向小金3丁目102番地の1	0471745217	0471715217	841		421	0	流山市長	0471506124	0471586696
22	流山市立名都 借保育所	流山市	名都借289番地	0471441228		385		193	0	流山市長	0471506124	0471586696
23	流山市立長崎 保育所	流山市	長崎2丁目561番地	0471447886	0471447926	840		420	0	流山市長	0471506124	0471586696
24	流山市立東深 井保育所	流山市	東深井177番地の2	0471546025		809		405	0	流山市長	0471506124	0471586696
25	流山市保健セン ター	流山市	西初石4丁目1433番地の1	0471540331	0471555949	3,338		1,669	0	流山市長	0471540331	0471555949
26	流山市老人福 祉センター	流山市	東深井986番地の1	0471522373	0471522373	401		201	0	流山市長	0471506080	0471596066
27	流山市駒木台 福祉会館	流山市	駒木台221番地の3	0471544821		583		292	0	流山市長	0471506079	0471582727
28	流山市流山福 祉会館	流山市	流山2丁目102番地	0471591520		315		158	0	流山市長	0471506079	0471582727
29	流山市江戸川 台福祉会館	流山市	江戸川台東1丁目251番地	0471543026		464		232	0	流山市長	0471506079	0471582727
30	流山市西深井 福祉会館	流山市	西深井313番地	0471543120		118		59	0	流山市長	0471506079	0471582727
31	流山市思井福 祉会館	流山市	思井79番地の2	0471595666		508		254	0	流山市長	0471506079	0471582727
32	流山市向小金 福祉会館	流山市	向小金2丁目192番地の2	0471739320		423		212	0	流山市長	0471506079	0471582727
33	流山市南福祉 会館	流山市	南102番地の2	0471542972		145		73	0	流山市長	0471506079	0471582727

番号	施設					避難施設として 使用可能な部分の面積		収容人員※		施設管理者		
	名称	所在地		連絡先		屋内部分 分 (m ²)	屋外部分 分 (m ²)	屋内 (人)	屋外 (人)	名称	連絡先	
		市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX	面積 (m ²)	面積 (m ²)				電話	FAX
34	流山市東深井福祉会館	流山市	東深井498番地の3	0771553638	0471533437	424		212	0	流山市長	0471506079	0471582727
35	流山市十太夫福祉会館	流山市	十太夫104番地の5	0471545254		361		181	0	流山市長	0471506079	0471582727
36	流山市名都借福祉会館	流山市	名都借274番地	0471445510		165		83	0	流山市長	0471506079	0471582727
37	流山市野々下福祉会館	流山市	野々下2丁目709番地の3	0471459500		346		173	0	流山市長	0471506079	0471582727
38	流山市南流山福祉会館	流山市	南流山3丁目3番地の1	0471599300		940		470	0	流山市長	0471506079	0471582727
39	流山市赤城福祉会館	流山市	流山8丁目1071番地	0471584545		538		269	0	流山市長	0471506079	0471582727
40	流山市平和台福祉会館	流山市	平和台5丁目45番地の3	0471584264		238		119	0	流山市長	0471506079	0471582727
41	流山市八木南第1コミュニティ	流山市	野々下1丁目312番地	0471584230		231		116	0	流山市長	0471506076	0471503309
42	流山市八木南第2コミュニティ	流山市	野々下3丁目797番地	0471444258		328		164	0	流山市長	0471506076	0471503309
43	流山市八木南第3コミュニティ	流山市	芝崎373番地の3	0471588465		221		111	0	流山市長	0471506076	0471503309
44	流山市立流山小学校	流山市	流山4丁目359番地	0471581043	0471581097	745	7,840	373	3,920	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
45	流山市立新川小学校	流山市	中野久木339番地	0471523004	0471523028	685	6,414	343	3,207	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
46	流山市立八木南小学校	流山市	芝崎92番地	0471581142	0471581284	797	9,696	399	4,848	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
47	流山市立八木北小学校	流山市	美田208番地	0471524604	0471524685	793	7,420	397	3,710	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
48	流山市立江戸川台小学校	流山市	江戸川台東3丁目11番地	0471520103	0471520185	751	9,412	376	4,706	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
49	流山市立東小学校	流山市	名都借856番地	0471453369	0471453379	1,400	11,170	700	5,585	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
50	流山市立東深井小学校	流山市	東深井879番地の2	0471533430	0471536761	738	7,936	369	3,968	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
51	流山市立鰯ヶ崎小学校	流山市	鰯ヶ崎7番地の1	0471585911	0471586052	738	6,308	369	3,154	流山市教育委員会	0471506103	0471500809

番号	施設					避難施設として 使用可能な部分 の面積		収容人員※		施設管理者		
	名称	所在地		連絡先		屋内部分 分 (m ²)	屋外部分 分 (m ²)	屋内 (人)	屋外 (人)	名称	連絡先	
		市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX	面積 (m ²)	面積 (m ²)				電話	FAX
52	流山市立西初石小学校	流山市	西初石4丁目347番地	0471545863	0471545915	762	5,425	381	2,713	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
53	流山市立向小金小学校	流山市	向小金3丁目149番地の1	0471741320	0471743415	741	9,134	371	4,567	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
54	流山市立長崎小学校	流山市	野々下2丁目10番地の1	0471452111	0471453972	754	9,007	377	4,504	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
55	流山市立小山小学校	流山市	東初石6丁目184番地の5	0471546937	0471546946	766	9,607	383	4,804	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
56	流山市立流山北小学校	流山市	加一丁目795番地の1	0471595674	0471595690	751	9,941	376	4,971	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
57	流山市立西深井小学校	流山市	西深井67番地の1	0471548655	0471548664	751	7,704	376	3,852	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
58	流山市立南流山小学校	流山市	木487番地	0471592521	0471592891	767	9,799	384	4,900	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
59	流山市立南部中学校	流山市	加三丁目600番地の1	0471580137	0471586291	1,391	13,218	696	6,609	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
60	流山市立北部中学校	流山市	中野久木577番地	0471520036	0471551025	973	10,545	487	5,273	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
61	流山市立東部中学校	流山市	名都借865番地	0471443514	0471443220	1,373	14,053	687	7,027	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
62	流山市立東深井中学校	流山市	東深井47番地	0471545864	0471551087	868	10,926	434	5,463	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
63	流山市立常盤松中学校	流山市	東初石3丁目134番地	0471520842	0471551086	1,654	10,708	827	5,354	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
64	流山市立八木中学校	流山市	古間木210番地の2	0471597461	0471586257	1,668	10,256	834	5,128	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
65	流山市立南流山中学校	流山市	流山2539番地の1	0471592551	0471586252	1,501	15,360	751	7,680	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
66	流山市立西初石中学校	流山市	西初石4丁目455番地の1	0471543091	0471551031	1,713	14,055	857	7,028	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
67	流山市立博物館	流山市	加一丁目1225番地の6	0471593434	0471599998	1,752		876	0	流山市教育委員会	0471506106	0471500809
68	流山市生涯学習センター	流山市	中110番地	0471507474	0471596639	2,143		1,072	0	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
69	流山市文化会館	流山市	加一丁目16番地の2	0471583462	0471583442	2,384		1,192	0	流山市教育委員会	0471506103	0471500809

番号	施設					避難施設として 使用可能な部		収容人員※		施設管理者		
	名称	所在地		連絡先		屋内部 分 (㎡)	屋外部 分 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	名称	連絡先	
		市区町 村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX	面積 (㎡)	面積 (㎡)				電話	FAX
70	流山市北部公民館	流山市	美原1丁目158番地の2	0471530567	0471530967	394		197	0	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
71	流山市東部公民館	流山市	名都借756番地の4	0471442988	0471433043	478		239	0	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
72	流山市初石公民館	流山市	西初石4丁目381番地の2	0471549101	0471549108	530		265	0	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
73	流山市南流山センター	流山市	南流山3丁目3番地の1	0471594511	0471594527	698		349	0	流山市教育委員会	0471506103	0471500809
74	市民総合体育館	流山市	野々下1丁目29番地の4	0471591212	0471589888	4,417		2,209	0	流山市教育委員会	0471506103	0471500809

※収容人員については、1人当たり必要とするスペースを2㎡で算定しています。

①市内を運行するバス会社等

会社等名称	住所・連絡先	主要路線	備考
京成バス	京成バス株式会社 〒131-8555 東京都墨田区押上1-10-3 電話03-3621-2418 Fax 03-3621-2408	江戸川台駅～南流山駅～松戸駅	保有車両数は社の保有総数に基づく。
東武バスイースト	東武バスイースト株式会社 〒277-0861 柏市高田字上野台子1345 電話04-7146-8895 (代表) 西柏営業事務所 〒277-0816 千葉県柏市高田字上野台子1345 電話04-7144-5011 沼南営業所 〒270-1455 千葉県柏市金山字宮後原1008 電話04-7102-3682	* 柏駅西口～芝崎～流山駅東口 * 柏駅西口～南柏駅西口～流山駅東口 * 柏駅西口～江戸川大学正門～初石駅 * 柏駅西口～豊四季駅～江戸川大学正門 * 柏駅西口～八木中学校前～免許センター * 柏駅西口～新宿台～八木中学校前 * 柏駅西口～南柏駅西口～免許センター * 南柏駅西口～免許センター * 江戸川台駅～東大前～国立ガンセンター * 柏駅西口～税関研修所～江戸川台駅	
市タウンバス「ぐりーんバス」		* 江戸川台西ルート * 江戸川台東ルート	運行は京成バスおよび東武バスイーストによる

②市内に本社および事業所が所在するタクシー会社

社名	住所	電話番号	保有台数 (平成17年4月1日現在)
(有)運河タクシー	〒270-0101 流山市東深井333	04-7152-2613	10台
(有)新登交通	〒270-0137 流山市市野谷467-2	04-7158-1305	9台
流山タクシー(有)	〒270-0176 流山市加1-20-25	04-7158-3141	26台
朝日自動車(株)	〒278-0033 野田市上花輪1295-3	04-7124-2216	37台 (総数)
江戸川台事業所	〒270-0111 流山市江戸川台東2-4	04-7154-3535	

タクシーの保有台数は「千葉県タクシー協会」による記載に基づく (http://www.taxi-chiba.jp/kaiin_01.html)

③市内に登録されているトラック台数

1677台	数字は平成17年度「流山市統計」表69「自動車保有台数」に基づく (平成17年4月1日現在)
-------	--

④流山市の道路による人員輸送力

車両種別	人員輸送力 (台数×1台あたり輸送可能人数)	備考
バス	33台×50人=1650人	台数は平成17年4月1日現在。平成17年度「流山市統計」表69「自動車保有台数」に基づく
タクシー	82台×4人=328人	台数は資料[5]2.「②市内に本社および事業所が所在するタクシー会社」に基づく

⑤流山市内に駅を有する鉄道事業者の運送力

路線	項目				備考
	一時間あたり 通過車両数 (両) (列車回数×列車編成)	列車回数 (回)	列車編成 (両)	輸送力 (人)	
JR武蔵野線	104.0	13.0	8	14560	千葉県国民保護計画資料編に基づく
東武鉄道野田線	72.0	12.0	6	9936	千葉県国民保護計画資料編に基づく
総武流山電鉄 総武流山線	15.0	5.0	3	2400	千葉県国民保護計画資料編に基づく
首都圏新都市鉄道 つくばエクスプレス (緩行)	52.2	8.7	6	8056	首都圏新都市鉄道の車両定員、編成、時刻表に関する公表情報 (平成18年9月1日現在) に基づいて算定
首都圏新都市鉄道 つくばエクスプレス (快速)	48.0	8.0	6	7360	

各鉄道事業者の所在、連絡先等は資料[4]8. 指定公共機関および[4]9. 指定地方公共機関参照。

①市消防本部および東葛地区に所在する消防本部が保有するNBC対応資機材一覧

合計 (内国貸与分)	放射線防護服・化学防護服							放射線測定器	ポケット線量計	有毒ガス検知管	化学剤検知装置	生物在検知装置	中和剤散布器	除染シャワー	
	NBC共用	NB共用	NC共用	BC共用	N専用	B専用	C専用							NBC共用	BC共用
市川市消防本部	37			60	18		10	8	15	4			5		3
船橋市消防本部				19(5)	6			4	6	5(1)			2(2)		1(1)
松戸市消防本部	10			116				3	6	16	3		1		1
野田市消防本部	2			15	12			1	2	1		1(1)	1	1	
柏市消防本部	32			2	12			6	21	2			4	3	
流山市消防本部	22						2	5	5	5					
我孫子市消防本部	5			2				1	2	1			2	1	
鎌ヶ谷市消防本部	5							2		3					
浦安市消防本部				46(5)	2			1		1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	1	1(1)

②千葉県内に所在する上記以外の消防本部が保有するNBC対応資機材一覧

合計 (内国貸与分)	放射線防護服・化学防護服							放射線測定器	ポケット線量計	有毒ガス検知管	化学剤検知装置	生物在検知装置	中和剤散布器	除染シャワー	
	NBC共用	NB共用	NC共用	BC共用	N専用	B専用	C専用							NBC共用	BC共用
千葉市消防本部				116(10)	20			23	32	5(2)	2(2)	2(2)	8(4)		4(2)
銚子市消防本部				3	2			1	3						
木更津市消防本部				7(5)	2			1	1	1(1)	2(1)		2(2)		2(1)
成田市消防本部	89(5)				3			1	1	2(1)	1(1)	1(1)	4(2)	3(1)	
習志野市消防本部				6				3	2	2			2		1
市原市消防本部	16			2	13		2	5	8	35			1	1	
八千代市消防本部	2			2	2		3			2			2		
君津市消防本部					2			1	2						
富津市消防本部	7			4				1		3			2		
四街道市消防本部				39	4			1	4	1			1	1	
袖ヶ浦市消防本部				8	4			2	14	4					
富里市消防本部	2				2		3	1	2				5		
栄町消防本部				2					1	3					
小見川町外二町 消防組合消防本部				11				1					1		
佐原市外五町 消防組合消防本部	5				1					1					
旭市外三町 消防組合消防本部				2				1							
安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	6			4				2							
長生郡市広域市町村圏 組合消防本部	7									1					
八日市場市外三町 消防組合消防本部	3				3			1		2					
山武郡市広域 行政組合消防本部	6				2			1	2	3					
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	10				3			1	5	4			1		1
印西地区 消防組合消防本部	10				2		29(21)	3		2			2		
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部				4											

③千葉県内に所在する消防本部が保有するNBC対応資機材の合計

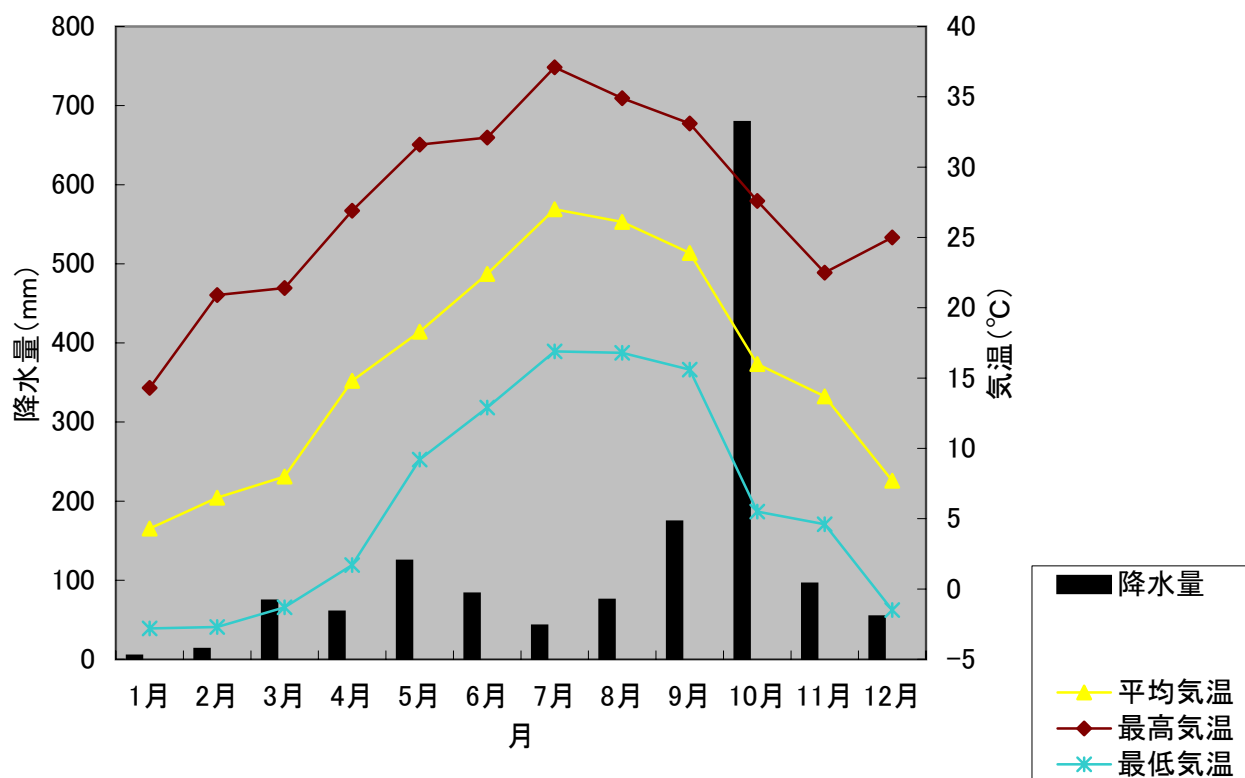
合計 (内国貸与分)	放射線防護服・化学防護服							放射線測定器	ポケット線量計	有毒ガス検知管	化学剤検知装置	生物在検知装置	中和剤散布器	除染シャワー	
	NBC共用	NB共用	NC共用	BC共用	N専用	B専用	C専用							NBC共用	BC共用
県合計	276(5)			470(25)	106		49(21)	81	134	109(6)	9(5)	5(4)	48(12)	12(1)	14(5)

千葉県国民保護計画資料編に基づき作成。数字は平成17年4月1日現在のもの。

資料6・(1)・1

施行令		施設の種類	市内の 施設数	県内の 施設数
27条1号	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万キロワット以上のものに限る。)(又は変電所(使用電圧10万ボルト以上のものに限る。))	発電所	0	6
		変電所	1	24
27条2号	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)	ガス発生設備・ガス精製設備	0	36
		ガスホルダー	1	50
27条3号	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2章の規定の適用を受けるダム	取水施設	0	5
		貯水施設	0	0
		浄水施設	1	5
		配水池	0	3
27条4号	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項の鉄道施設又は軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの	鉄道施設・軌道施設	0	14
27条5号	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)(がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数3万に満たないものを除く。))	電気通信事業者がその事業のように供する交換設備	1	40
27条6号	日本放送協会又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の3の1般放送事業者(同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)(が同条第1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。))であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第2条第1号の放送をいう。以下この号において同じ。))をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うものの以外のものの無線設備	国内放送を行う放送局の無線設備	0	6
27条7号	港湾法(昭和25年法律第218号)第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設施行令	水域施設・係留施設	0	2
27条8号	空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項の空港の同法第6条第1項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和27年法律第231号)第2条第4項の航空保安施設	滑走路等	0	1
		旅客ターミナル施設	0	1
		航空保安施設	0	3
27条9号	河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2章の規定の適用を受けるダム	ダム	0	0
27条10号				
28条1号	消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	危険物の取扱所	0	1869
28条2号	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物劇物営業者の取扱所	2	229
		特定毒物研究者の取扱所	3	59
28条3号	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	0	25
		火薬類の製造所(煙火等を除く。)	0	1
		火薬類の製造所(煙火)	0	
28条4号	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	火薬庫	0	
		高圧ガスの製造施設(第一種製造者)	0	
28条5号	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第64条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。)	高圧ガスの貯蔵設備(第一種貯蔵所)	0	
		核燃料物質使用施設	0	9
28条6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	核原料物質使用施設	0	2
28条7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)	放射性同位元素使用時業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者の取扱所	1	196
28条8号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬局	0	
		一般販売業の店舗	0	
		毒薬劇薬の製造業者等	0	
28条9号	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)(内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。))	LNGタンク	0	2
		発電機冷却用水素ポンプ	0	8
		脱硝用アンモニアタンク	0	8
28条10号	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(薬としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	生物剤・毒素の取扱所(文部科学省所管)	0	10
		生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省所管)	0	
		生物剤・毒素の取扱所(農林水産省所管)	0	4
28条11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。))又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)	毒性物質の取扱所	0	3

流山市の気候(平成16年)



	気温(°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
1月	4.3	14.3	-2.8	4.5
2月	6.5	20.9	-2.7	13.0
3月	8.0	21.4	-1.3	74.0
4月	14.8	26.9	1.7	60.0
5月	18.3	31.6	9.2	124.5
6月	22.4	32.1	12.9	83.0
7月	27.0	37.1	16.9	42.5
8月	26.1	34.9	16.8	75.0
9月	23.9	33.1	15.6	174.0
10月	16.0	27.6	5.5	679.0
11月	13.7	22.5	4.6	95.5
12月	7.7	25.0	-1.5	54.0

流山市消防本部の資料より作成

資料7-(2)-1

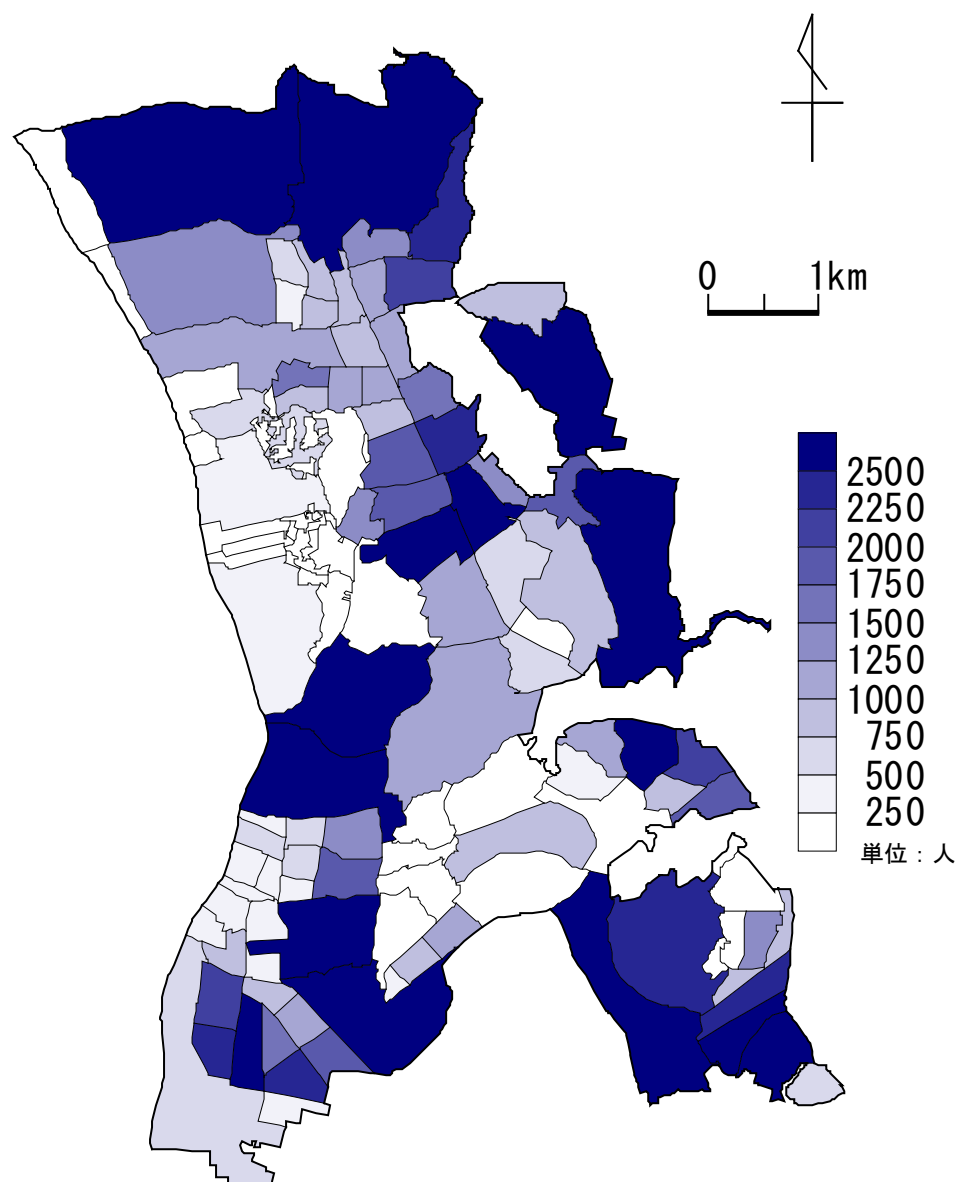
町 丁 字 名	世 帯 数	総 数	男	女	15歳未満	15～64歳	65歳以上
総 数	59,403	152,791	75,940	76,851	20,451	105,918	26,422
大字流山	201	491	257	234	65	355	71
流山1丁目	142	383	185	198	73	233	77
流山2丁目	276	700	354	346	101	435	164
流山3丁目	130	321	147	174	20	207	94
流山4丁目	162	390	182	208	54	248	88
流山5丁目	146	377	188	189	53	259	65
流山6丁目	120	311	155	156	30	202	79
流山7丁目	134	399	184	215	61	260	78
流山8丁目	349	977	494	483	172	657	148
流山9丁目	182	476	207	269	94	321	61
大字加	56	129	68	61	9	76	44
加1丁目	728	2,127	1,064	1,063	406	1,577	144
加2丁目	358	976	466	510	167	682	127
加3丁目	684	2,026	1,004	1,022	248	1,582	196
加4丁目	460	1,330	684	646	236	947	147
加5丁目	161	399	205	194	51	271	77
加6丁目	298	737	361	376	77	481	179
大字三輪野山	1,201	3,393	1,699	1,694	703	2,320	370
大字西平井	1,247	3,238	1,633	1,605	393	2,309	536
大字鰯ヶ崎	2,466	6,217	3,070	3,147	801	4,270	1,146
大字木	224	605	317	288	71	398	136
鰯ヶ崎	317	722	352	370	133	528	61
南流山1丁目	940	1,950	1,003	947	276	1,528	146
南流山2丁目	1,089	2,328	1,220	1,108	369	1,781	178
南流山3丁目	762	1,730	890	840	261	1,341	128
南流山4丁目	529	1,146	585	561	177	844	125
南流山5丁目	400	943	480	463	151	717	75
南流山6丁目	1,182	3,025	1,493	1,532	454	2,315	256
南流山7丁目	835	2,179	1,108	1,071	405	1,566	208
南流山8丁目	909	2,404	1,250	1,154	412	1,815	177
平和台1丁目	203	534	258	276	64	343	127
平和台2丁目	282	681	330	351	72	456	153
平和台3丁目	150	383	196	187	59	271	53
平和台4丁目	704	1,969	949	1,020	284	1,318	367
平和台5丁目	511	1,309	606	703	124	819	366
宮園1丁目	157	425	211	214	62	281	82
宮園2丁目	376	978	478	500	86	635	257
宮園3丁目	418	1,118	563	555	133	754	231
大字深井新田	36	110	52	58	13	64	33
大字平方村新田	6	21	10	11	3	14	4
大字西深井	1,150	2,783	1,369	1,414	266	1,869	648
大字東深井	4,984	13,239	6,577	6,662	1,788	9,455	1,996
大字平方	549	1,452	692	760	149	924	379
美原1丁目	335	845	439	406	147	615	83
美原2丁目	97	285	144	141	28	216	41
美原3丁目	286	730	382	348	85	519	126
美原4丁目	388	921	461	460	165	635	121
大字中野久木	398	1,214	577	637	118	952	144
北	189	535	260	275	49	349	137
大字小屋	57	181	100	81	17	115	49
大字上新宿	67	209	104	105	29	139	41
大字上新宿新田	8	27	16	11	1	17	9
大字南	90	260	122	138	29	175	56
大字桐ヶ谷	25	71	33	38	4	47	20
大字谷	18	60	28	32	10	32	18
大字上貝塚	37	122	59	63	13	81	28
大字下花輪	100	301	147	154	30	194	77
大字大畔	63	165	84	81	15	112	38

資料7-(2)-2

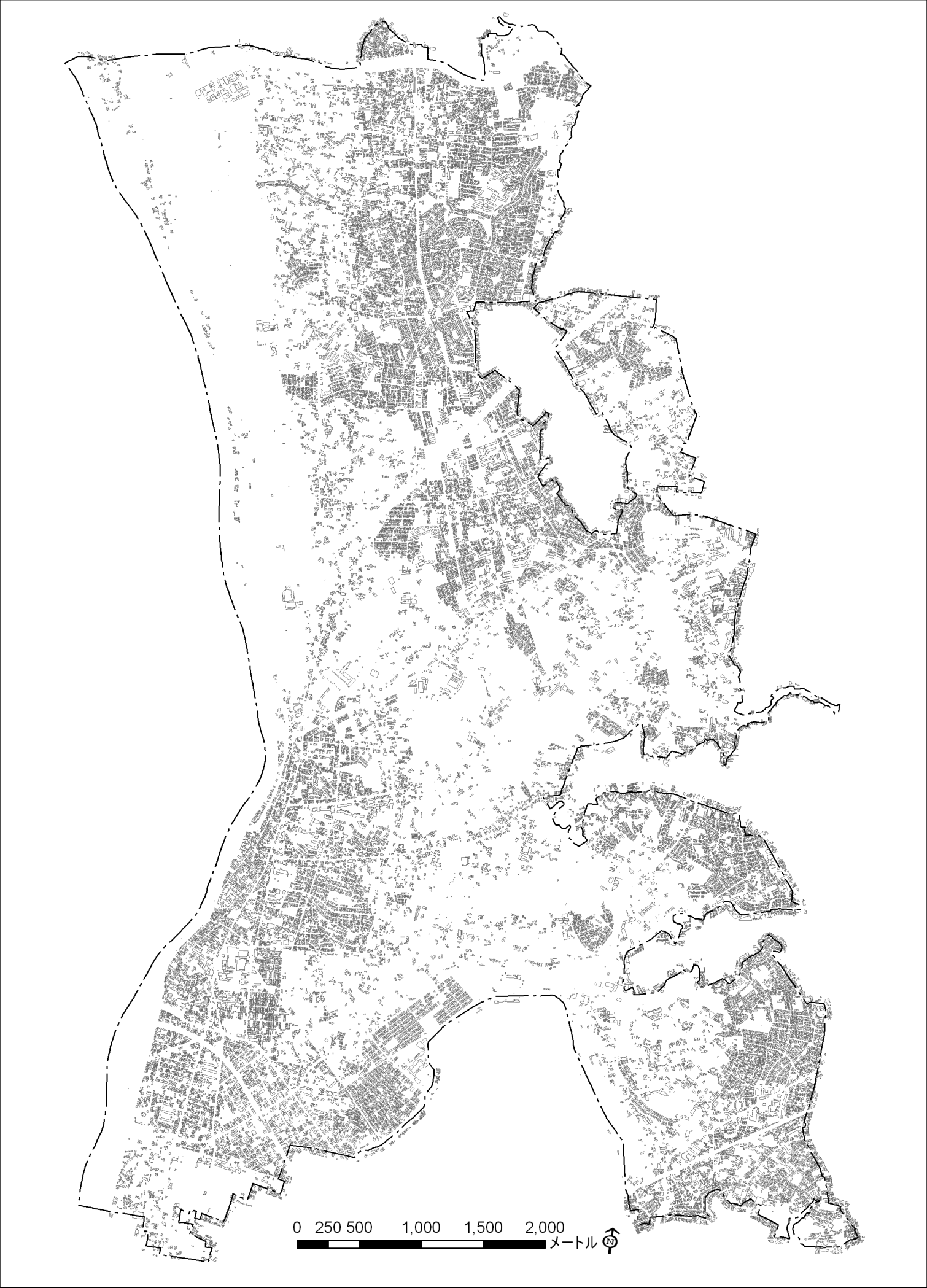
町 丁 字 名	世 帯 数	総 数	男	女	15歳未満	15～64歳	65歳以上
総 数	59,403	152,791	75,940	76,851	20,451	105,918	26,422
若葉台	529	1,381	670	711	108	842	431
こうのす台	904	2,417	1,202	1,215	259	1,685	473
富士見台	52	146	67	79	14	108	24
富士見台1丁目	344	924	439	485	96	583	245
富士見台2丁目	685	1,744	852	892	195	1,258	291
江戸川台東1丁目	404	1,022	469	553	95	618	309
江戸川台東2丁目	433	1,026	497	529	128	574	324
江戸川台東3丁目	862	2,151	1,024	1,127	250	1,307	594
江戸川台東4丁目	588	1,426	680	746	138	842	446
江戸川台西1丁目	330	799	379	420	81	491	227
江戸川台西2丁目	412	945	458	487	84	575	286
江戸川台西3丁目	416	1,067	522	545	166	709	192
江戸川台西4丁目	424	1,089	517	572	109	657	323
東初石1丁目	602	1,618	805	813	150	1,156	312
東初石2丁目	922	2,253	1,157	1,096	325	1,667	261
東初石3丁目	1,437	3,762	1,801	1,961	708	2,620	434
東初石4丁目	555	1,364	694	670	145	932	287
東初石5丁目	230	585	281	304	72	359	154
東初石6丁目	70	161	88	73	15	115	31
西初石1丁目	311	867	420	447	157	626	84
西初石2丁目	729	1,990	995	995	308	1,450	232
西初石3丁目	785	1,948	969	979	305	1,378	265
西初石4丁目	1,166	2,963	1,480	1,483	367	2,047	549
西初石5丁目	456	1,168	599	569	146	785	237
西初石6丁目	195	537	273	264	63	357	117
思井	72	211	113	98	21	138	52
中	53	169	87	82	11	107	51
芝崎	48	133	70	63	5	91	37
古間木	348	939	471	468	77	612	250
前平井	66	157	80	77	19	112	26
後平井	73	225	114	111	16	171	38
市野谷	353	1,050	530	520	130	697	223
野々下1丁目	81	242	115	127	32	145	65
野々下2丁目	149	151	26	125	0	3	148
野々下3丁目	983	2,538	1,250	1,288	276	1,879	383
野々下4丁目	335	918	441	477	73	629	216
野々下5丁目	763	2,005	1,002	1,003	263	1,320	422
野々下6丁目	655	1,842	901	941	229	1,388	225
長崎1丁目	415	1,151	585	566	175	823	153
長崎2丁目	167	453	230	223	60	292	101
駒木	1,308	3,170	1,594	1,576	338	2,240	592
駒木台	1,006	2,697	1,392	1,305	311	1,838	548
青田	344	910	453	457	83	629	198
十太夫	371	976	493	483	91	641	244
美田	697	1,874	940	934	175	1,301	398
前ヶ崎	1,545	4,007	1,995	2,012	578	2,759	670
向小金1丁目	954	2,269	1,117	1,152	341	1,550	378
向小金2丁目	1,077	2,773	1,398	1,375	538	1,993	242
向小金3丁目	1,200	2,809	1,409	1,400	367	1,897	545
向小金4丁目	248	657	334	323	109	450	98
名都借	845	2,374	1,227	1,147	317	1,663	394
松ヶ丘1丁目	431	825	453	372	94	580	151
松ヶ丘2丁目	558	1,270	597	673	114	740	416
松ヶ丘3丁目	309	799	419	380	189	575	35
松ヶ丘4丁目	412	1,012	482	530	118	569	325
松ヶ丘5丁目	883	2,368	1,187	1,181	345	1,650	373
松ヶ丘6丁目	174	471	224	247	35	342	94
西松ヶ丘1丁目	267	636	321	315	71	427	138

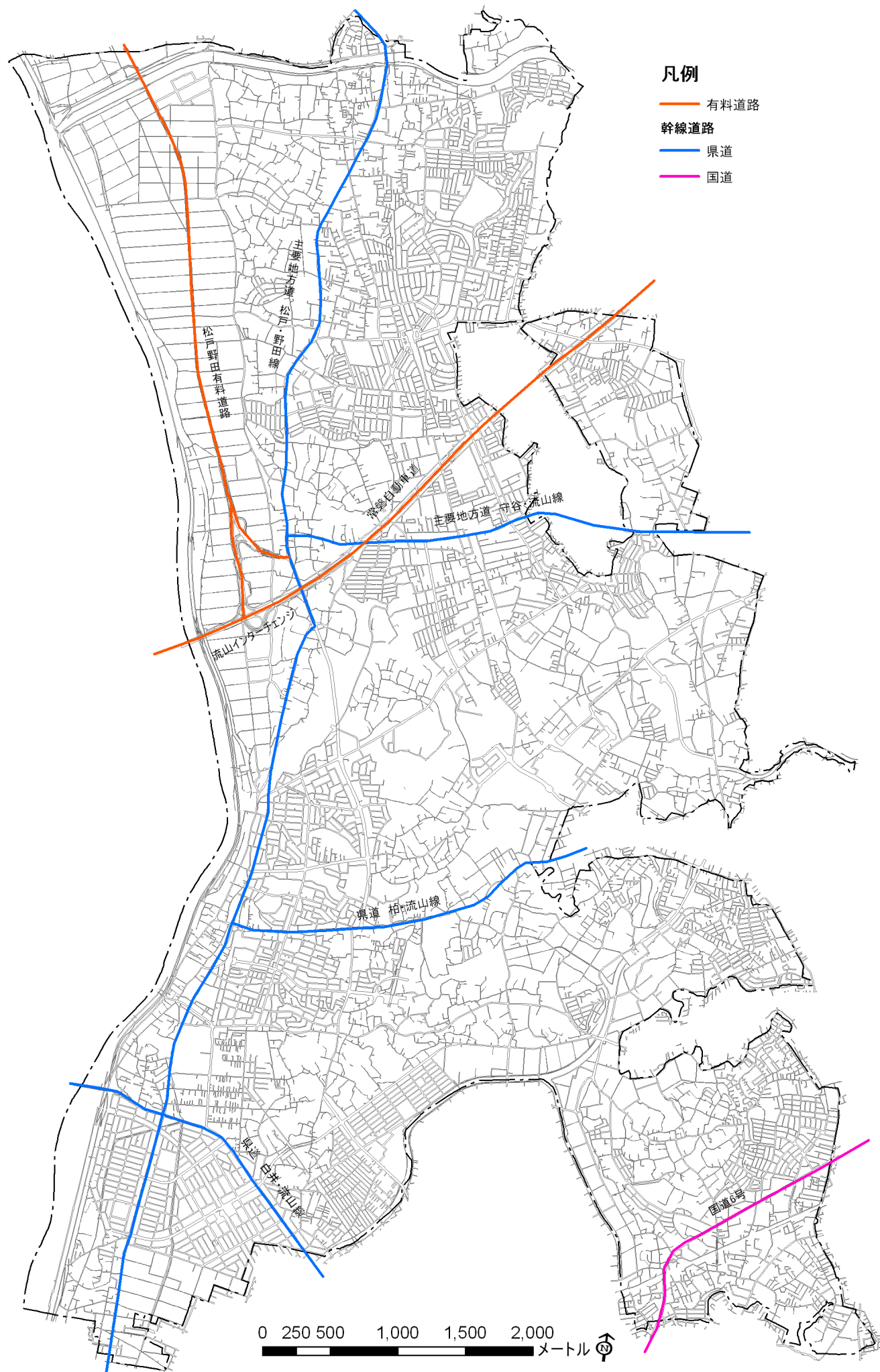
数値は住民基本台帳(平成18年4月1日)に基づく。

流山市の人口分布状 況

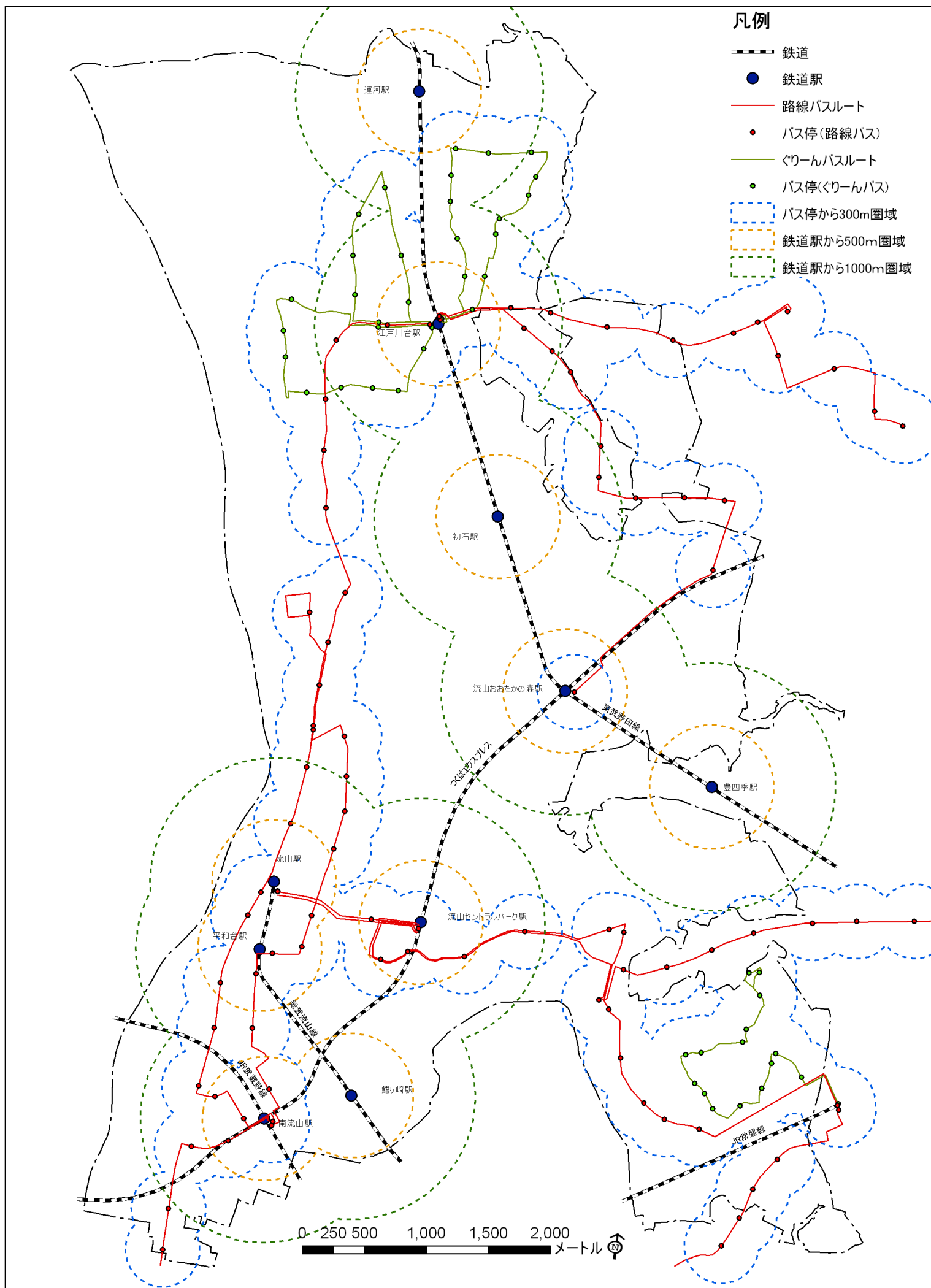


人口の多寡は青色の濃淡で表され、色が濃いところほど人口が多いことになる。
分布図によれば、人口は北部および南西部に集中し、南東部と東部がこれに準じている。また、西部から中部にかけては比較的人口の少ない地域が続いている。
なお、人口データは「平成17年度流山市統計表」に基づく。





資料 7 - (4) - 1 市の公共交通機関の状況



情報通信に関する資料

情報通信に関する以下の事項については、流山市地域防災計画資料編Ⅶ「広報・通信」(資料 30-37)を参照のこと。

- ①流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所
- ②流山市防災行政無線固定系施設の配置
- ③流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所
- ④流山市防災行政無線系運用規程
- ⑤基地局および陸上移動局の運用要領
- ⑥固定系親局および固定系子局の運用要領
- ⑦流山市防災行政無線局（固定系）戸別受信機設置管理要領
- ⑧災害時優先電話の設置箇所

流山市防災計画 における様式番号	名称
情報通信関係に係る様式	
様式28	防災行政無線貸出簿
様式31	無線業務日誌
様式33	防災行政無線緊急放送書
様式34	防災行政無線放送依頼書
様式35	流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書
流山市国民保護計画第2編第1章第1組織・体制の整備等に係る様式(職員等の参集に係る様式)	
様式43	災害対策招集名簿
様式68	職員動員報告書
流山市国民保護計画第3編第5章救援に係る様式	
様式47	災害用医薬品等の供給要請について
様式48	トリアージタグ
様式49	車両、船艇、航空機調達請求書
様式50	輸送記録簿
様式51	避難者名簿
様式52	避難所入所記録簿
様式53	応急食糧緊急引渡要請書
様式54	応急食糧緊急引渡指示書
様式55	応急食糧受領書
様式56	炊き出し供給状況表
様式57	給食記録表
様式58	救援物資申出書
様式59	物品受払簿
様式60	義援金品受入簿
様式61	義援金品領収書
様式62	行方不明者の搜索受付から火・埋葬までの各書式
様式63	り災証明書
様式64	り災証明書交付簿
様式65	災害情報処理票
様式66	家屋被害調査票
様式67	千葉県被害情報等報告要領(抜粋)
様式71	市各対策部の報告様式(1号様式～23号様式)